

第97回 定時株主総会招集ご通知

日 時 | 2020年6月29日（月曜日）
午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 | 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 3階 「ローズ」

開催場所が例年の会場から変更となりますので、
ご注意ください。

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**極力、総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権のご行使をお願い申し上げます。**
- ・本総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。
- ・本総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、株主の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。
- ・今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、下記当社ウェブサイトにてお知らせいたします。
<https://www.shibaura-machine.co.jp>
- ・本総会では、お土産はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。



本招集通知は、パソコン・スマートフォンでも主要なコンテンツをご覧いただけます。
<https://p.sokai.jp/6104/>



芝浦機械株式会社

証券コード：6104

芝浦機械グループ 経営理念

＜企業理念＞

わたしたちは、世界中でお客様の価値最大化に貢献していきます。

＜経営基本方針＞

時代への適応と革新

わたしたちは、最新テクノロジーを取り入れ、変化を恐れず時代に適応し革新する企業であり続けます。

期待を越える顧客満足

わたしたちは、期待に応えるだけでなく、期待を越えるお客様の満足を実現します。

基盤づくりで社会貢献

わたしたちは、産業基盤に関わり、あらゆる場所で社会に役立っていることを誇りとします。

人材を育成し次世代へ

わたしたちは、技術と技能を継承し、仕事に対する誇りと責任を持つ人材をこれからも育てていきます。

感謝・感激・感動

わたしたちは、お客様・お取引先様・家族に感謝を忘れず、感激・感動の共有を目指します。

(目 次)

	頁		頁
招集ご通知	1	貸借対照表	49
議決権行使の方法についてのご案内	2	損益計算書	50
事業報告	4	株主資本等変動計算書	51
1. 企業集団の現況に関する事項	4	個別注記表	52
2. 会社の株式に関する事項	13	連結計算書類に係る会計監査報告	59
3. 会社の新株予約権等に関する事項	13	計算書類に係る会計監査報告	61
4. 会社役員に関する事項	14	監査等委員会の監査報告	63
5. 会計監査人の状況	22	株主総会参考書類	65
6. 業務の適正を確保するための体制	23	第1号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)9名選任の件	65
7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要	27	第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件	72
8. 会社の支配に関する基本方針	28	第3号議案 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定及び報酬額改定の件	73
9. 剰余金の配当等の決定に関する方針	35	株主総会会場ご案内図	裏表紙
連結貸借対照表	36		
連結損益計算書	37		
連結株主資本等変動計算書	38		
連結注記表	39		

証券コード：6104
2020年6月12日

株 主 各 位

東京都千代田区内幸町2丁目2番2号
芝浦機械株式会社
取締役社長 坂 元 繁 友

第97回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜わり厚くお礼申し上げます。

さて、当社第97回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、**極力、総会当日のご来場をお控えいただき、書面またはインターネット等による議決権のご行使をお願い申し上げます。**お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、次頁のご案内に従って、2020年6月26日（金曜日）午後5時30分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月29日（月曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場 所 東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 3階 「ローズ」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
開催場所が例年の会場から変更となりますので、ご注意願います。
3. 目的事項
報告事項
1. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類
ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第97期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件
第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲
渡制限付株式の付与のための報酬決定および報酬額改定の件

以 上

当日ご出席の際は、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.shibaura-machine.co.jp>）に掲載させていただきます。

本総会にご出席される株主さまは、株主総会開催日現在の感染状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染予防にご配慮いただき、ご来場賜りますようお願い申し上げます。また、本総会会場において、感染予防のための措置を講じる場合がありますので、株主の皆さまのご理解ご協力をお願い申し上げます。

なお、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、上記の当社ウェブサイトにてお知らせいたします。

本総会では、お土産はございません。何卒ご理解賜りますよう、お願い申し上げます。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

議決権行使の方法についてのご案内

議決権の行使方法は、以下の方法がございます。後記の株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

株主総会への出席による議決権行使の場合



議決権行使書用紙を会場受付へ
ご提出ください。

株主総会開催日時

2020年6月29日（月曜日）午前10時

書面（議決権行使書）による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に各議案
に対する賛否をご記入いただき、
行使期限までに到着するようご返
送ください。

行使期限

2020年6月26日（金曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使の場合



インターネット等による議決権行
使のご案内（右記）をご参照のう
え、行使期限までに賛否をご入力
ください。

行使期限

2020年6月26日（金曜日）午後5時30分

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、2020年6月26日（金曜日）午後5時30分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 複数回議決権を行使された場合、当社に最後に到着した行使を有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネット等による議決権行使と議決権行使書面が同日に到着した場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

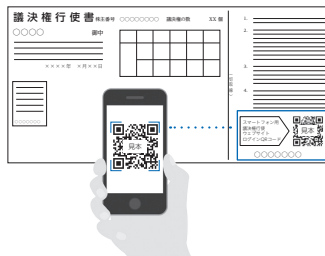
2. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

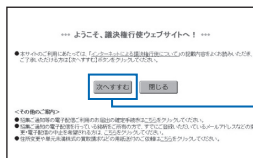
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

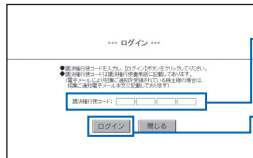
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

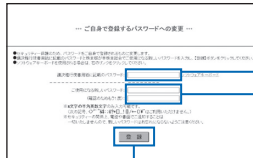
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行なっていただくことも可能です。

(添付書類)

事業報告

(2019年4月1日から
2020年3月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における世界経済は、国際的な通商問題長期化の影響による中国およびその他の国の経済の減速継続、英国のEU離脱問題など、先行き不透明な状況が続いております。我が国経済も世界経済減速の影響を受けて、輸出や生産に悪化が見られました。さらに第4四半期後半からは新型コロナウイルスの感染拡大の影響により、経済活動が大きく制限され、世界経済は急速に収縮しました。

当社グループが属する機械業界につきましても、国内外の設備投資は、自動車関係を中心に慎重な姿勢が継続し、厳しい事業環境となりました。

このような経済環境のもとで、当社グループは2019年4月1日からスタートさせた中期経営計画「Revolution E10 Plan」を見直し、2020年2月4日に「経営改革プラン」を発表いたしました。「経営改革プラン」に基づき、当社グループは高収益企業への変革に向けて取り組んでおります。

当連結会計年度の受注高は、新型コロナウイルス感染拡大の影響などにより設備投資へ慎重な動きが見られたことから、942億2千4百万円（前連結会計年度比29.9%減）となりました。このうち、海外受注高は、全体の54.0%の509億3千万円となりました。

また、売上高は、1,167億6千1百万円（前連結会計年度比0.5%減）となりました。このうち、海外売上高は、全体の52.6%の613億6千7百万円となりました。

損益につきましては、営業利益は、35億2千9百万円（前連結会計年度比8.0%減）、経常利益は、38億2千5百万円（前連結会計年度比31.4%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は、関係会社株式売却益の計上により、73億3千8百万円（前連結会計年度比79.9%増）となりました。

当社グループの事業別の受注高、売上高および営業の概況は、次のとおりであります。

事業	受注高 (〔 〕内は構成比)	売上高 (〔 〕内は構成比)
成形機事業 (射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など)	63,104 [67.0%] 百万円	77,206 [66.1%] 百万円
工作機械事業 (大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など)	22,832 [24.2%]	29,684 [25.4%]
その他の事業 (産業用ロボット、電子制御装置など)	8,287 [8.8%]	9,869 [8.5%]
合 計	94,224 [100.0%]	116,761 [100.0%]

成形機事業（射出成形機、ダイカストマシン、押出成形機など）

射出成形機におきましては、国内外で自動車向けを中心とした設備投資が引き続き軟調に推移し、販売と受注が減少いたしました。

ダイカストマシンにおきましては、販売は、インド、東南アジアが堅調に推移したものの、中国の自動車向けが減少いたしました。受注は、国内外の自動車向けを中心に軟調に推移いたしました。

押出成形機におきましては、販売は、国内の食品容器および光学用シート・フィルム製造装置、中国の二次電池向けシート・フィルム製造装置を中心に堅調に推移いたしました。受注は、中国の二次電池向けシート・フィルム製造装置が増加したものの、国内外の光学用シート・フィルム製造装置が減少いたしました。

この結果、成形機事業全体の受注高は、631億4百万円（前連結会計年度比31.3%減、海外比率63.2%）となりました。

一方、売上高につきましては、772億6百万円（前連結会計年度比2.5%減、海外比率61.9%）となりました。

工作機械事業（大型機、門形機、横中ぐり盤、立旋盤、精密加工機など）

工作機械におきましては、販売は、国内、インド、東南アジアの産業機械向けを中心に増加いたしました。受注は、中国向けが増加したものの、国内外ともに設備投資の停滞を受けて、軟調に推移いたしました。

精密加工機におきましては、販売は、中国、台湾のレンズ用およびスマートフォン用光学金型向けが増加したものの、国内、韓国向けを中心に軟調に推移いたしました。受注は、国内のレンズ用光学金型向けが減少したものの、台湾のスマートフォン用光学金型向けが増加いたしました。

この結果、工作機械事業全体の受注高は、228億3千2百万円（前連結会計年度比27.1%減、海外比率43.7%）となりました。

一方、売上高につきましては、296億8千4百万円（前連結会計年度比8.5%増、海外比率38.5%）となりました。

その他の事業（産業用ロボット、電子制御装置など）

産業用ロボットにおきましては、販売は、中国向けが増加したものの、国内は設備投資の先送りなどを受けて軟調に推移いたしました。受注は、国内外ともに軟調に推移いたしました。

この結果、その他事業全体の受注高は、82億8千7百万円（前連結会計年度比26.8%減、海外比率13.5%）となりました。

一方、売上高につきましては、98億6千9百万円（前連結会計年度比8.9%減、海外比率21.4%）となりました。

(2) 設備投資等と資金調達の状況

当連結会計年度中の設備投資額は17億4千1百万円で、その主なものは次のとおりであります。

① 当連結会計年度中に完成した主要設備

・当社

沼津工場	機械装置（生産設備等）	増設
------	-------------	----

・子会社

SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED

（当社の商号変更に伴い、当社の国内外グループ各社も順次、同様の商号変更を行っており、変更後の商号を記載しております。）

土地	取得
----	----

② 当連結会計年度において継続中の主要設備

・当社

沼津工場	機械装置（生産設備等）	増設
------	-------------	----

なお、これらに要した資金は、自己資金をもって充当いたしました。

(3) 対処すべき課題

今後の経済環境は、コロナ禍の影響により国内外の経済環境が悪化し、先行き不透明な状況が続くものと予想されます。機械業界につきましても、新型コロナウイルスの感染収束に伴う設備需要の改善が予想されますが、急速な回復は期待できない状況であり、今後も引き続き厳しい事業環境となる見通しです。

2019年度からスタートした「Revolution E10 Plan」では、「機械メーカーの総合力を最大限活かして成長し続けること」を基本指針とし、早く、激しく変化する時代において勝ち残り、成長するために従来の考え方や仕事の進め方を大きく変えて、収益性重視への変革を実施してまいりました。

しかしながら、米中貿易摩擦に加え地政学上のリスク継続による不透明感を背景とした急速な市況悪化・不確実性の高まりを受け、当社を取り巻く経営環境はより一層厳しさを増しております。このような経営環境に対応するために、当社は「Revolution E10 Plan」を見直し、より収益性に重きを置いた「経営改革プラン」を2020年2月4日に発表いたしました。「経営改革プラン」に基づき、当社は組織再編を中核とした経営改革、成長分野に対応した投資の推進、資本効率（ROE）の向上を目指した財務戦略の実行に取り組み、2023年度に売上高1,350億円、営業利益率8%、配当性向40%目途（経営改革プラン期間中）、ROE8.5%を目指します。

また、ISO9001、14001をベースとした品質・環境管理の徹底等に注力し、当社グループの将来を担う人材の育成、法令遵守および社会貢献などESG活動にも積極的に取り組んでまいります。

【経営改革プランの骨子 定量目標】

定量目標
2023年度目標値
連結ベース

売上高
1,350億円

営業利益率
8.0%

配当性向
40%目途
(経営改革プラン期間中)

ROE
8.5%

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 94 期 (2016年度)	第 95 期 (2017年度)	第 96 期 (2018年度)	第 97 期 (2019年度)
受 注 高 (百万円)	117,021	128,139	134,501	94,224
売 上 高 (百万円)	111,327	116,862	117,405	116,761
経 常 利 益 (百万円)	5,406	6,982	5,573	3,825
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	1,776	5,016	4,079	7,338
1株当たり当期純利益 (円)	59.37	207.83	169.03	304.06
総 資 産 (百万円)	138,373	148,763	150,724	154,283
純 資 産 (百万円)	77,120	81,334	83,197	87,018

- (注) 1. 「1株当たり当期純利益」は、自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。
2. 当社は、2018年10月1日付で普通株式5株を1株とする株式併合を行っております。第94期の期首に当該株式併合が行なわれたものと仮定して、1株あたり当期純利益を算定しております。
3. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を前連結会計年度の期首から適用しており、第94期から第95期の総資産については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

当社には会社法に規定される親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
芝浦機械エンジニアリング株式会社	100 百万円	100.0 %	成形機等の販売・サービス、システムエンジニアリング事業
東 栄 電 機 株 式 会 社	350 百万円	100.0	各種制御、電気装置の製造・販売
株 式 会 社 不 二 精 機 製 造 所	390 百万円	100.0	工作機械等の製造・販売
芝 浦 セ ム テ ッ ク 株 式 会 社	50 百万円	100.0	環境測定機器の販売・サービス、環境測定・分析業務
芝 浦 産 業 株 式 会 社	50 百万円	100.0	グループ内の福利厚生・支援業務
TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	82,770 千人民元	100.0	成形機、産業用ロボットの製造・販売
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	3,139 千人民元	100.0	成形機、工作機械等の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	3,514 千人民元	100.0	成形機の販売・サービス
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	3,500 千香港ドル	100.0	成形機の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	800,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機の製造・販売
SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	259,120 千インドルピー	※ 100.0	成形機の製造・販売・サービス、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	54,000 千タイバーツ	※ 100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE.LTD.	2,400 千シンガポールドル	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス
SHIBAURA MACHINE COMPANY,AMERICA	23,000 千米ドル	100.0	成形機、工作機械の販売・サービス

- (注) 1. 議決権比率欄の※印は、間接保有を含んでおります。
 2. 当社には会社法に規定される特定完全子会社はありません。
 3. 当社の商号変更に伴い、当社の国内外グループ各社も順次、同様の商号変更を行っており、変更後の商号を記載しております。なお、以下、本事業報告において当社の国内外グループ各社についての商号変更に関する注記は省略し、変更後の商号で記載いたします。

(6) 主要な事業内容

当社グループは、各種機械・器具・装置の製造・販売・サービスを主な事業としており、主要製品は、次のとおりであります。

事業	主 要 製 品
成形機事業	射出成形機 ダイカストマシン 押出成形機
工作機械事業	大型機 門形機 横中ぐり盤 立旋盤 精密加工機
その他の事業	産業用ロボット 電子制御装置

(7) 主要な営業所および工場

① 当社の主要な営業所および工場

当 社	本 社	沼津本社（静岡県沼津市大岡2068番地の3）
	本 店	東京本店（東京都千代田区内幸町2丁目2番2号）
	支 店	東北支店（宮城県仙台市） 中部支店（愛知県名古屋市） 関西支店（大阪府大阪市） 九州支店（福岡県福岡市）
	営 業 所	高崎営業所（群馬県高崎市） 浜松営業所（静岡県浜松市） 広島営業所（広島県広島市） 尾道営業所（広島県尾道市）
	工 場	沼津工場（静岡県沼津市） 相模工場（神奈川県座間市） 御殿場工場（静岡県御殿場市）

② 国内子会社の主要な営業所および工場

芝浦機械エンジニアリング株式会社	本 社、プラスチック本部(静岡県沼津市) ダイカスト本部(神奈川県座間市)
東栄電機株式会社	静岡県三島市
株式会社不二精機製造所	静岡県駿東郡長泉町
芝浦セムテック株式会社	静岡県沼津市
芝浦産業株式会社	静岡県沼津市

③ 海外子会社の主要な営業所および工場

TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	中国 上海市
SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.	中国 上海市
SHIBAURA MACHINE (SHENZHEN) CO.,LTD.	中国 深せん市
TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.	香港
SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	タイ ラヨン県
SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	インド チェンナイ市
SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.	タイ バンコク都
SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE.LTD.	シンガポール
SHIBAURA MACHINE COMPANY,AMERICA	米国 イリノイ州

(8) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,360名	+14名

② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,796名	+24名	42.9歳	18.8年

(注) 上記には、使用人兼務取締役および子会社等への出向者を含んでおりません。

(9) 主要な借入先の状況

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	3,466百万円
株式会社静岡銀行	3,466

(10) その他企業集団の現況に関する重要な事項

- ① 当社は、当社の持分法適用会社であった株式会社ニューフレアテクノロジーの全株式について、東芝デバイス&ストレージ株式会社が実施した2020年1月16日までを公開買付け期間とする公開買付けに応募いたしました。結果、本公開買付けは成立したため、株式会社ニューフレアテクノロジーは、当社の持分法適用会社から外れました。
- ② 当社は、2020年4月1日付で、商号を「東芝機械株式会社」から「芝浦機械株式会社」に変更いたしました。また、当社の商号変更に伴い、当社の国内外グループ各社も順次、同様の商号変更を行っております。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 72,000,000株
 (2) 発行済株式の総数 29,977,106株 (自己株式 5,841,960株を含む)
 (3) 株主数 9,072名 (前期末比 944名減)
 (4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
株式会社 オフィスサポート	1,576千株	6.53%
株式会社 エスグラントコーポレーション	1,500	6.22
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	875	3.63
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	720	2.98
株式会社 東芝	667	2.77
株式会社 静岡銀行	596	2.47
東芝機械従業員持株会	536	2.22
株式会社 三井住友銀行	536	2.22
角田 博	519	2.15
S M B C 日興証券株式会社	512	2.12

- (注) 1. 当社は、自己株式を5,841,960株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3. 東芝機械従業員持株会は、2020年4月1日付で芝浦機械従業員持株会に名称を変更いたしました。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2020年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 会 長 最 高 経 営 責 任 者	飯 村 幸 生	一般社団法人日本工作機械工業会会長
代 表 取 締 役 社 長 最 高 執 行 責 任 者 社 長 執 行 役 員	坂 元 繁 友	輸出管理部長
取 締 役 専 務 執 行 役 員	小 林 昭 美	経営企画本部長兼コンプライアンス本部長、 制御システム事業部分担
取 締 役	三 上 高 弘	
取 締 役	佐 藤 潔	マツダ株式会社社外取締役、 稲畑産業株式会社社外取締役
取 締 役	岩 崎 清 悟	スター精密株式会社社外取締役、 株式会社村上開明堂社外取締役
取 締 役	井 上 弘	株式会社TBSテレビ相談役
取 締 役	寺 脇 一 峰	キューピー株式会社社外監査役、 株式会社商工組合中央金庫社外監査役、 鹿島建設株式会社社外監査役
取締役（常勤監査等委員）	高 橋 宏	
取締役（監査等委員）	小 倉 良 弘	ひびき法律事務所弁護士、 日鉄物産株式会社社外取締役
取締役（監査等委員）	宇 佐 美 豊	マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社代表取締役、 宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士、 東京海上プライベートルート投資法人監督役員

- (注) 1. 当社は、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会の決議により、同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。これに伴い、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって、取締役小池純、後藤英一、小倉良弘の三氏および監査役牧野輝幸、高橋宏、宇佐美豊の三氏は任期満了により退任いたしました。
2. 2019年6月21日開催の第96回定時株主総会において、新たに井上弘、寺脇一峰の両氏が監査等委員でない取締役に、高橋宏、小倉良弘、宇佐美豊の三氏が監査等委員である取締役に就任いたしました。

3. 取締役坂元繁友氏は、2019年6月21日付で代表取締役専務執行役員から代表取締役副社長執行役員に就任し、また、2020年2月21日付で代表取締役社長最高執行責任者社長執行役員に就任いたしました。
4. 取締役三上高弘氏は、2020年2月21日付で代表取締役社長最高執行責任者社長執行役員から取締役に就任いたしました。
5. 取締役小林昭美氏は、2019年6月21日付で取締役上席常務執行役員から取締役専務執行役員に就任いたしました。
6. 取締役佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰、小倉良弘、宇佐美豊の六氏は、社外取締役であります。また、社外取締役全員は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員であります。
7. 当社は、情報収集の充実を図り、内部監査部門等との十分な連携を通じて、監査の実効性を高め、監査・監督機能を強化するため、高橋宏氏を常勤の監査等委員として選定しております。
8. 常勤監査等委員である取締役高橋宏氏および監査等委員である取締役宇佐美豊氏は、以下のとおり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・常勤監査等委員である取締役高橋宏氏は、過去に当社経理部門において、長年にわたり業務に携わっておりました。
 - ・監査等委員である取締役宇佐美豊氏は、公認会計士・税理士の資格を有しております。
9. 当社では当社事業の一層のグローバル化、複雑化およびスピード化への対応ならびに今後の企業運営に関する意思決定および業務執行の迅速化、効率化を図るため、執行役員制度を導入しております。2019年6月21日付で20名（取締役兼務者3名を含む）が執行役員に就任いたしました。なお、2020年2月21日付で取締役三上高弘氏が執行役員を退任しております。

(ご参考)

2020年4月1日付現在の執行役員は、以下のとおりです。

会社における地位	氏名	担当
代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員	坂元 繁友	輸出管理本部長
取締役専務執行役員	小林 昭美	R & Dセンター長兼相模工場長、管理部分担、 システム戦略部分担
専務執行役員	八木 正幸	制御機械カンパニー長 株式会社不二精機製造所取締役社長
上席常務執行役員	伊東 克維	工作機械カンパニー長兼御殿場工場長
上席常務執行役員	小池 純	成形機カンパニー長 SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD. 董事長
上席常務執行役員	後藤 英一	生産センター長兼沼津工場長、全社環境責任者 TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD. 董事長
常務執行役員	小川 和也	秘書室長
常務執行役員	佐々木 稔	管理部長
執行役員	山口 穰	制御機械カンパニー 制御機械カンパニー室長 東栄電機株式会社 取締役社長
執行役員	市橋 博文	生産センター 生産企画部長
執行役員	石見 和久	成形機カンパニー 押出成形機部長
執行役員	長谷川 豊	成形機カンパニー 成形機営業部長
執行役員	伊藤 雅文	営業戦略本部長兼東京本店長
執行役員	西澤 誠	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED
執行役員	辺見 知良	成形機カンパニー 成形機営業部 東日本営業課長 SHIBAURA MACHINE EUROPE S.R.L. 取締役会長
執行役員	東 浩	SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA 取締役社長
執行役員	富田 佳一	工作機械カンパニー 工作機械営業部長
執行役員	砂子 慎一	成形機カンパニー 成形機製造部長
執行役員	Kailas Parameswaran	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED 取締役

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	報 酬 等 の 額
取締役(監査等委員である取締役を除く。) (うち社外取締役)	11名 (5)	202百万円 (37)
監査等委員である取締役 (うち社外取締役)	3 (2)	28 (14)
監査役 (うち社外監査役)	3 (2)	11 (7)
合 計	17	242

- (注) 1. 上記には、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役1名を含んでおります。なお、当社は、2019年6月21日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。
2. 監査役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行前の期間に係るものであり、監査等委員である取締役に対する報酬等の額は、監査等委員会設置会社への移行後の期間に係るものであります。
3. 上記の支給人員の合計は延べ人数であり、社外取締役であった1名および監査役であった2名が任期満了で退任後、監査等委員である取締役に就任したため、実際の支給人員の合計は14名であります。
4. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
5. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額400百万円以内と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会において年額500百万円以内(うち社外取締役分年額150百万円以内)と決議いただいております。
6. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会において年額150百万円以内と決議いただいております。
7. 監査役の報酬限度額は、2008年6月26日開催の第85回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
8. 報酬等の額には、当事業年度に係る役員賞与が含まれております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査等委員でない取締役 佐藤 潔

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員でない取締役佐藤 潔氏は、マツダ株式会社社外取締役、稲畑産業株式会社社外取締役であります。なお、当社とマツダ株式会社、稲畑産業株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員でない取締役佐藤 潔氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

② 監査等委員でない取締役 岩崎 清悟

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員でない取締役岩崎 清悟氏は、スター精密株式会社社外取締役、株式会社村上開明堂社外取締役であります。なお、当社とスター精密株式会社、株式会社村上開明堂との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会19回すべてに出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員でない取締役岩崎 清悟氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

③ 監査等委員でない取締役 井上弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員でない取締役井上弘氏は、株式会社TBSテレビ相談役であります。なお、当社と株式会社TBSテレビとの間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会19回のうち就任後に開催された15回のうち14回に出席し、他社において長年経営に携わった豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員でない取締役井上弘氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

④ 監査等委員でない取締役 寺脇一峰

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員でない取締役寺脇一峰氏は、キューピー株式会社社外監査役、株式会社商工組合中央金庫社外監査役、鹿島建設株式会社社外監査役であります。なお、当社とキューピー株式会社、株式会社商工組合中央金庫、鹿島建設株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

当事業年度に開催された取締役会19回のうち就任後に開催された15回すべてに出席し、これまでの弁護士としての活動における豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員でない取締役寺脇一峰氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑤ 監査等委員である取締役 小倉良弘

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員である取締役小倉良弘氏は、ひびき法律事務所弁護士、日鉄物産株式会社社外取締役であります。なお、当社とひびき法律事務所、日鉄物産株式会社との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会19回（監査等委員でない取締役として4回、監査等委員である取締役として15回）にすべて出席し、これまでの弁護士としての活動における豊富な経験と高い見識に基づいて、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査等委員会

当事業年度に開催された監査等委員会12回にすべて出席し、監査等委員として行った監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役小倉良弘氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

⑥ 監査等委員である取締役 宇佐美豊

ア. 重要な兼職先と当社との関係

監査等委員である取締役宇佐美豊氏は、マネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社代表取締役、宇佐美公認会計士・税理士事務所公認会計士・税理士、東京海上プライベートルート投資法人監督役員であります。なお、当社とマネジメント・パワー・エクスチェンジ株式会社、宇佐美公認会計士・税理士事務所、東京海上プライベートルート投資法人との間には特別の関係はありません。

イ. 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

ウ. 当事業年度における主な活動状況

(ア) 取締役会

当事業年度に開催された取締役会19回（監査役として4回、監査等委員である取締役として15回）にすべて出席し、報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ意見を述べております。

(イ) 監査等委員会

当事業年度に開催された監査等委員会12回にすべて出席し、監査等委員として行った監査の報告をし、毎回他の監査等委員が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

(ウ) 監査役会

2019年6月21日付で監査等委員会設置会社に移行するまでの当事業年度に開催された監査役会5回にすべて出席し、社外監査役として行った監査の報告をし、毎回他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ社外の立場から意見を述べております。

エ. 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役宇佐美氏は、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

- (注) 1. 当社は、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会の決議により、同日付で監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しております。
2. 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条および当社定款第24条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が4回ありました。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(3) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	53百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	62

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などの妥当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 当社の海外連結子会社TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.、SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED およびSHIBAURA MACHINE COMPANY,AMERICAの3社は、当社の会計監査人以外の監査法人（外国における当該資格に相当する資格を有するもの）の監査を受けております。

(4) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務として、財務報告に関する助言・指導業務等を委託し対価を支払っております。

(5) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査等委員会は、会社法第340条第1項各号に定める解任事由に該当すると判断した場合には会計監査人を解任し、または、会社都合の場合の他、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障を来たす事態が生じた場合には、会計監査人の解任または不再任に関する株主総会に提出する議案を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社取締役会は、「内部統制基本方針」として以下のとおり定めております。

1. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の取締役は、当社グループの倫理方針、行動綱領、法令遵守等を定めた「芝浦機械グループ経営理念」「芝浦機械グループ行動基準」に基づいて、職務を執行する。
- (2) 当社の取締役は、分担領域に関し法令等遵守を実現するための体制を構築する権限と責任を有する。
- (3) 当社の取締役会は、定期的に取り締役から職務遂行状況の報告を受けるとともに、法令等遵守に関する必要事項について取締役は随時報告させる。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 当社の取締役は、法令および「文書保存管理規程」等の規程に基づき、各種会議の議事録を作成保存するとともに、重要な職務執行および決裁に係わる情報について記録し、適切に保管する。取締役は、これら保管された文書等を常時閲覧できるものとする。
- (2) 当社の取締役は、情報の管理について、「情報セキュリティ基本方針」「個人情報保護規程」等に基づき対応する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 当社は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を任命し、RMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうリスク管理委員会を設置する。
リスク管理統括は、法務部門がこれを行なう。また、当社グループのビジネスリスクについては、「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、企画部門がこれを統括する。
- (2) 当社の取締役は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」および「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づき、当社グループのリスク要因の継続的把握とリスクが顕在化した場合の損失を極小化するために必要な施策を立案、推進する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

当社は、次の経営の仕組みを通じて、取締役の職務執行の効率化を図る。

- (1) 当社は、執行役員制度を導入し、意思決定の迅速化および業務執行の効率化を図る。
- (2) 当社の取締役は、「取締役会規程」「トップ会議運営要領」等に基づき、取締役会、経営会議、経営戦略会議を運営し、規程等に定める適切な手続きに則って業務の決定を行なう。
- (3) 当社の取締役会は、経営の基本方針、当社グループの中期経営計画、年度・半期予算を決定する。
- (4) 当社の取締役会は、取締役および執行役員の権限、責任の分配を適正に行ない、取締役は、「組織規程」「業務分掌規程」「役職者責任・権限規程」および「決裁権限基準」に基づき、従業員の権限、責任を明確化する。
- (5) 当社の取締役は、各部門、各従業員の具体的目標、役割を設定する。
- (6) 当社の取締役は、経営戦略会議、経営会議、月次報告会において、当社グループの年度予算、半期予算の達成フォロー、適正な業績評価を行なう。

5. 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 当社の代表取締役社長は、継続的な教育の実施等により、従業員に「芝浦機械グループ行動基準」を遵守させる。
- (2) 当社のリスクマネジメントオフィサー（RMO）は、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき、当社グループのコンプライアンスおよびリスクに関する施策を立案、推進する。
- (3) 当社の取締役は、内部通報体制を活用することにより、問題の早期発見と適切な対応を行なう。当該制度を利用したことを理由に、不利な取扱いをしないことを「芝浦機械グループ行動基準」に明記する。
- (4) 当社の内部監査部門は、従業員の職務の執行状況の適正さを把握し、その改善を図るために、当社グループの内部監査を実施する。

6. 当社および子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社は、子会社に対し、「芝浦機械グループガバナンス基本方針」に基づく適切な経営管理を行なう。
- (2) 子当社は、「芝浦機械グループ行動基準」を採択、実施し、各国の事情に応じ内部通報制度を整備する。
- (3) 当社は、子会社の内部統制システムの構築・整備・運用を指導、管理、監視する仕組みを構築し、子会社に推進させる。
- (4) 当社は、子会社の事業運営に関して重要事項が生じた場合は、「事前協議書」等に基づき、当社に報告が行なわれる体制を構築する。
- (5) 国内子会社は、「芝浦機械グループ監査役監査方針」に基づいた監査役の監査体制を構築する。
- (6) 当社は、必要に応じ子会社の効率的職務執行状況およびリスク管理等を含む経営監査を実施し、子会社に対し、必要に応じセルフ・アセスメント・プログラムによる自主監査を実施させる。

7. 当社の監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 当社の監査等委員会から業務補助のための監査等委員会スタッフの要請を受けた場合、その人事・処遇について、監査等委員を除く取締役と監査等委員が速やかに意見交換を行なう。
- (2) 当該従業員は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令系統に属さず、監査等委員の指示のもと職務を遂行する。

8. 監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当社の取締役および従業員は、「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、必要な事項を監査等委員会に報告する。
- (2) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）および従業員は、「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に基づき、定期的に監査等委員会に対して報告を行なうとともに、経営、業績に対し重大な影響を及ぼすと思われる事象が発生した場合はその都度、可及的速やかに監査等委員会に対して報告を行なう。

- (3) 国内の子会社の監査役は、定期的に当該子会社の状況等を当社の監査等委員会に報告する。
- (4) 当社の代表取締役社長は、監査等委員に対し経営会議等の監査等委員が必要と考える重要な会議への出席権限を付与する。

9. 当社の監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査等委員会に報告をした当社グループの役員および従業員については、報告を行なったことを理由に、不利な取扱いをしないことを「監査等委員会に対する報告等に関する規程」に明記する。

10. 監査等委員の職務の執行について生じる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生じる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について、当社に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

11. その他監査等委員会の監査が実効的に行なわれることを確保するための体制

- (1) 当社の代表取締役社長は、定期的に監査等委員会と情報交換を行なう。
- (2) 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）、従業員は、監査等委員会の要請に応じてヒアリング等を通じ、職務執行状況を監査等委員会に報告する。
- (3) 当社の内部監査部門は、経営監査に係るセルフ・アセスメント・プログラムの実施結果を監査等委員会に都度報告する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、前述の「内部統制基本方針」に基づき、企業集団の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 当社では、「リスク・コンプライアンスマネジメント規程」に基づき任命される、当社グループのリスク・コンプライアンスマネジメントをつかさどるリスクマネジメントオフィサー（RMO）を取締役が務めている。このRMOのミッション遂行に必要な事項の審議および答申を行なうために設置されたリスク管理委員会を本事業年度において12回開催し、コンプライアンスの徹底等を図り、当社グループのリスクの管理および低減に努めた。
- ② 当社の取締役会は、いずれも独立役員である社外取締役6名を含む取締役11名で構成されており、うち監査等委員である取締役3名も出席したうえで本事業年度において19回開催され、取締役の職務執行に対する適正な監督機能を果たしている。また、当社の取締役会は、執行役員を選任しており、各執行役員は、代表取締役社長の指揮・命令のもと、各自の権限および責任の範囲で職務を執行することで、意思決定の迅速化、業務の効率化に寄与した。
- ③ 子会社については、適切なガバナンスのために定められた「芝浦機械グループガバナンス基本方針」に基づき、事業運営に関して重要事項が生じた場合の事前協議書等に基づく報告体制により、子会社の適正な業務運営および当社による実効性のある管理を行った。
- ④ 内部監査部門は、代表取締役社長の指示に基づき、監査等委員会と連携して事業活動が法令、定款、社内規程等に準拠し、適正かつ効率的に海外子会社を含む当社グループを対象とする監査を実施し、その結果および改善状況を代表取締役社長に報告した。
- ⑤ 監査等委員会は、監査方針を含む監査計画を策定し、月1回の定時監査等委員会に加えて適宜臨時監査等委員会を開催し、監査等委員間の情報共有ならびに社外取締役・会計監査人との意見交換を通じて会社の状況を把握し、必要な場合は提言の取りまとめを行なった。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役・執行役員その他従業員との対話を行ない、内部監査部門・会計監査人と定期的に情報交換を行ない、その監査結果を利用しつつ、取締役および従業員の職務の執行状況を監査した。また、グループ会社の取締役・監査役と意思疎通および情報交換を行ない、グループガバナンスの強化を図った。常勤監査等委員は、稟議書の回付を受け取締役および従業員の職務の執行状況を監査するとともに、経営会議等の重要会議に出席し必要に応じ意見を述べた。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容の概要（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりです。

1. 会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は上場会社として、特定の者による当社の経営の基本方針に重大な影響を与える買付提案があった場合、それを受け入れるか否かは、最終的には株主の皆様のご判断に委ねられるべきものと認識しております。

しかしながら、大規模買付行為等が行われる場合、大規模買付者からの必要かつ十分な情報の提供なくしては、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響を、株主の皆様適切にご判断いただくことは困難です。また、大規模買付行為等の中には、経営を一時的に支配して当社の有形・無形の重要な経営資産を大規模買付者又はそのグループ会社等に移譲させることを目的としたもの、当社の資産を大規模買付者の債務の弁済等にあてることを目的としたもの、真に経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ高値で当社株式を当社やその関係者に引き取らせることを目的としたもの（いわゆるグリーンメイラー）、当社の所有する高額資産等を売却処分させる等して、一時的な高配当を実現することを目的としたもの等、当社が維持・向上させてまいりました当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を毀損するものがあります。

かかる認識の下、当社は、①大規模買付者に株主の皆様のご判断に必要なかつ十分な情報を提供させること、さらに②大規模買付者の提案が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益に及ぼす影響について当社取締役会が評価・検討した結果を、株主の皆様にご判断いただく際の参考として提供すること、場合によっては③当社取締役会が大規模買付行為等又は当社の経営方針等に関して大規模買付者と交渉又は協議を行なうこと、あるいは当社取締役会としての経営方針等の代替案を株主の皆様に提示することが、当社取締役会の責務であると考えております。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付者に対しては、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益が最大化されることを確保するため、大規模買付行為等の是非を株主の皆様が適切に判断するために必要かつ十分な情報を提供するように要求するほか、当社において当該提供された情報につき適時適切な情報開示を行う等、金融商品取引法、会社法その他の法令及び定款の許容する範囲内において、適切と判断される措置を講じて参ります。

2. 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、会社支配に関する基本方針の実現に資する特別な取組みとして、以下の取組みを行っております。

(1) 中期経営計画に基づく取組み

当社グループは、各種施策の進捗状況や直近の市場環境等を踏まえ、Revolution E10 Planの見直しを実施し、2020年2月4日に発表した「経営改革プラン」に基づき、2023年度において、売上高1,350億円、営業利益率8.0%、配当性向40%目途（本経営改革プラン期間中）、ROE8.5%を実現することを定量的な目標として定めております。そして、当該目標に向け、次の3つを最も重要な施策として位置づけることと致しましたので、今後、これらの実施に向けた取組みをスピード感をもって進めて参ります。

- ① 生産効率向上・QCD強化を共通機能として担う「生産センター」「R&Dセンター」を創設すること
- ② 固定費削減及び最適資源配分を実現すること
- ③ 汎用機事業のグローバル展開と専用機事業における非連続な伸長を目指した成長投資の推進をすること

また、手元資金を上記施策に係る投資に充てることによって、収益性（営業利益率）及び資本効率（ROE）の向上を促進し、収益性の向上のための投資を積極的に実施するとともに、得られた収益については事業活動に必要な範囲を除き株主還元への拡充に努めてまいります。

(2) コーポレートガバナンス強化への取組み

（企業統治の体制）

当社の企業統治体制は、2019年6月21日付けで、いわゆるモニタリング・モデルに基づく企業統治体制である監査等委員会設置会社に移行しております。これにより、株主総会、取締役会、監査等委員会及び会計監査人を設置し、取締役の職務執行の監督及び監査の体制を強化しております。また、当社は「内部統制基本方針」に基づき適切な内部統制システムを整備するとともに、取締役の指名や監査等委員でない取締役の報酬に関する透明性・公正性を高めるべく、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を任意で設置し、さらに、執行役員制度の運用により経営と執行の分離、経営責任の明確化、並びに経営意思決定及び業務執行の効率化・迅速化を実現することで、透明性の高いコーポレートガバナンス体制を構築しております。

なお、当社は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）8名（うち社外取締役4名）及び監査等委員である取締役3名（うち社外取締役2名）にて取締役会を構成しておりますが、取締役会メンバー全11名のうち、過半数に当たる6名が独立社外取締役であり、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じ臨時取締役会を適宜開催して、機動的な業務上の意思決定と実効的な業務執行の監督を行っております。

(内部監査及び監査等委員会監査)

当社は、代表取締役直轄で内部監査部門を設置しており、定期的に事業活動の適法性、適正性を検証し、監査結果を代表取締役に報告し、改善すべき事項がある場合にはその指導も実施しております。

また、内部監査部門は、監査等委員会及び会計監査人と適宜情報交換を実施しており、必要に応じて監査等委員会への出席を求められており、相互の連携が図られております。

(その他)

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレートガバナンスの強化に鋭意取り組んでおります。当社のコーポレートガバナンス体制の詳細につきましては、当社コーポレート・ガバナンス報告書（2019年6月21日）をご参照下さい。

3. 会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(1) 対応方針の目的

株式会社オフィスサポート（以下「オフィスサポート」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下、オフィスサポートから予告された、同社又はその子会社による当社株式に対する公開買付けを「本公開買付け」といいます。）や本公開買付けの予告がなされている状況下において企図されるに至ることがあり得る他の大規模買付行為等への対応方針（以下「本対応方針」といいます。）は、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益を最大化することを目的として、上記1.「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」に沿って導入されたものです。

当社取締役会は、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断についても、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化の観点から、最終的には株主の皆様によってなされるべきものと考えております。そして、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かの判断を適切に行うためには、当該大規模買付行為等の開始に先だって、株主意思確認総会によって株主の皆様の総体的な意思を確認する機会を確保することが必要であり、また、かかる意思確認を熟慮に基づく実質的なものとするためには、その前提として、大規模買付者からの十分な情報提供及び株主の皆様における検討時間を確保することが必要であると考えております。

以上の認識に基づき、当社取締役会は、大規模買付行為等がなされるに際して、当該大規模買付行為等が当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を妨げるものであるか否かを、当社の株主の皆様が事前に十分な情報に基づいてご判断されること

を可能にすべく、その前提として、大規模買付者に対して所要の情報を提供するように求めると共に、かかる情報に基づいて株主の皆様が当該大規模買付行為等の実行の是非を熟慮されるために要する時間を確保する枠組みとして、大規模買付行為等がなされる場合に関する手続として、本対応方針を設定いたします。かかる手続は、株主の皆様に対し、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報及び時間を提供するためのものであり、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化に資するものであると考えております。

それ故、当社取締役会は、大規模買付者に対して、本対応方針に従うことを求め、当該大規模買付者が本対応方針に従わない場合には、当社の企業価値ないし株主の皆様共同の利益の最大化を図る観点から、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、一定の対抗措置を講じる方針です。

(2) 対抗措置の発動に至るまでの手続

大規模買付者には、大規模買付行為等を開始する60営業日前までに、大規模買付行為等趣旨説明書を当社取締役会宛に書面にて提出していただきます。

当社は、大規模買付者に対して、当社取締役会が大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から5営業日以内（初日は算入されないものとします。）に、株主の皆様が株主意思確認総会において大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要と考えられる一定の情報（但し、大規模買付行為等の内容及び態様等に応じて、合理的な範囲で内容を変更します。以下、当該情報を「本必要情報」といいます。）の提供を求めます。当社は、本必要情報が提出された場合、その旨及び当該情報の内容を、株主の皆様が、大規模買付行為等がなされることを受け入れるか否かを判断するために必要又は有益な範囲で適時適切に開示します。

当社取締役会は、当社が大規模買付者から大規模買付行為等趣旨説明書を受領した日から60営業日を、当社取締役会による大規模買付行為等がなされることの是非を評価・検討するための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。大規模買付行為等は、取締役会評価期間の経過後（但し、株主意思確認総会が開催されることとなった場合には、対抗措置の発動に関する議案の否決及び株主意思確認総会の終結後）にのみ開始されるべきものとします。

当社は、当社取締役会において大規模買付行為等がなされることに反対であり、これに対して対抗措置を発動すべきであると考える場合には、大規模買付行為等趣旨説明書受領後60営業日以内に株主意思確認総会を開催することを決定し、当該決定後速やかに株主意思確認総会を開催します。当該株主意思確認総会においては、当該議案について株主意思確認総会に出席された議決権を行使できる株主の皆様の議決権の過半数の賛成が得られた場合には、当該対抗措置の発動に関する議案が承認されたものとします。

株主意思確認総会において、株主の皆様が、当社取締役会が提案する対抗措置の発動に関する議案を承認された場合には、当社取締役会は、かかる株主の皆様のご意思に従い、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、対抗措置（差別的行使条件等及び取得条項等が付された新株予約権の無償割当て）を発動します。これに対し、当該株主意思確認総会において株主の皆様が対抗措置の発動に関する議案を承認されなかった場合には、当社取締役会は、株主の皆様のご意思に従い、対抗措置を発動しません。但し、大規模買付者が上記の手續を遵守せず、株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実行しようとする場合には、当社取締役会は、株主意思確認総会を経ることなく、特段の事由がない限り、対抗措置を発動します。当社取締役会は、対抗措置発動の是非を判断するに当たっては、独立委員会の意見を最大限尊重するものとします。

(3) 株主及び投資家の皆様への影響

本対応方針の導入時には、本対応方針の対抗措置としての差別的行使条件等が付された新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ては実施されません。従って、本対応方針がその導入時に株主及び投資家の皆様の権利及び経済的利益に直接的具体的な影響を与えることはありません。

本新株予約権の割当て時には、本新株予約権は、株主の皆様全員に自動的に割り当てられますので、本新株予約権の割当てに伴う失権者が生じることはありません。本新株予約権の無償割当てが行われる場合、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じますが、株主の皆様が保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じないことから、所定の非適格者を除き、株主及び投資家の皆様の法的権利及び経済的利益に対して直接的具体的な影響を与えることは想定しておりません。

4. 本ルールが会社支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同利益を損なうものでないこと、当社役員の地位の維持を目的とするものでないことおよびその理由

(1) 平時の買収防衛策に関する指針等の趣旨を踏まえたものであること

本対応方針は、平時に導入されるいわゆる買収防衛策とは異なるものではありませんが、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の内容、経済産業省企業価値研究会2008年6月30日付け報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の提言内容、並びに、東京証券取引所の定める平時の買収防衛策に関する、買収防衛策の導入に係る規則及び同取引所が有価証券上場規程の改正により導入し、2015年6月1日より適用を開始した「コーポレートガバナンス・コード」（2018年6月1日の改訂後のもの）の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の趣旨を踏まえて策定されており、これらの指針等に定められる要件のうち、有事の対応方針にも妥当するものについては、本対応方針においても充足されております。

(2) 株主意思の尊重（株主の皆様のご意思を直接的に反映する仕組みであること）

当社は、本対応方針に基づく対抗措置を発動するに当たっては、株主意思確認総会を開催することにより、株主の皆様の意思を反映いたします。大規模買付者が本対応方針に係る手続を遵守する限り、株主意思確認総会における株主の皆様の意思に基づいてのみ対抗措置の発動の有無が決定されることになります。

また、大規模買付者が本対応方針に係る手続を遵守せず、株主意思確認総会を開催する以前において大規模買付行為等を実施しようとする場合には、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、取締役会限りで発動されることになりますが、これは、株主の皆様に必要な十分な情報について熟慮した上で大規模買付行為等の賛否を判断する機会を与えないという大規模買付者の判断によるものであり、そのような株主意思を無視する大規模買付行為等に対する対抗措置の発動は、株主の皆様の意思を確認する機会を確保するためにやむを得ないものと考えております。

さらに、下記5.「本対応方針の廃止の手続及び有効期間」に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、原則として2020年開催の当社定時株主総会（6月29日開催予定）後最初に開催される取締役会の終結時までとします。

このように、本対応方針は、株主意思を最大限尊重するものです。

(3) 取締役の恣意的判断の排除

上記(2)記載のとおり、当社は、株主意思確認総会を開催し、株主の皆様のご意思に従い、大規模買付行為等に対して対抗措置を発動するか否かを決定します。大規模買付者が本対応方針に係る手続を遵守する限り、株主意思確認総会に基づいて対抗措置の発動の有無が決定されることとなり、当社取締役会の恣意的な裁量によって対抗措置が発動されることはありません。

また、当社は、本対応方針の必要性及び相当性を確保し、経営者の保身のために本対応方針が濫用されることを防止するために、対抗措置の発動の是非その他本対応方針に則った対応を行うに当たって必要な事項について、独立社外取締役3名からなる独立委員会の勧告を受けるものとしています。当社取締役会は、その判断の公正性を担保し、かつ、当社取締役会の恣意的な判断を排除するために、独立委員会の意見を最大限尊重するものとしています。また、独立委員会は、必要に応じて、当社取締役会及び独立委員会から独立した外部専門家（フィナンシャル・アドバイザー、弁護士、公認会計士、税理士等）の助言を得ること等ができます。これにより、独立委員会による判断の客観性及び合理性が担保されております。

従って、本対応方針は、取締役の恣意的判断を排除するものであります。

(4) デッドハンド型買収防衛策又はスローハンド型買収防衛策ではないこと

本対応方針は、下記5.「本対応方針の廃止の手續及び有効期間」に記載のとおり、株主総会において選任された取締役により構成される取締役会の決議によっていつでも廃止することができるため、いわゆるデッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）又はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）ではありません。

5. 対応方針の廃止の手續及び有効期間

本対応方針の有効期間は、2020年開催の当社定時株主総会（6月29日開催予定）後最初に開催される取締役会の終結時までとします。但し、2020年開催の当社定時株主総会（6月29日開催予定）後最初に開催される取締役会の終結時において、現に大規模買付行為等を行っている者又は当該行為を企図する者であって当社取締役会において定める者が存在する場合には、当該行われている又は企図されている行為への対応のために必要な限度で、かかる有効期間は延長されるものとします。なお、上記のとおり、本対応方針は、既に具体化している本公開買付けを含む大規模買付行為への対応を主たる目的として導入されたものであるため、具体的大規模買付行為が企図されなくなった後において、本対応方針を維持することは予定されておりません。

なお、有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止されることになります。

(注) 以上は当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要です。で、詳しい内容については下記当社ウェブサイトをご参照ください。

https://www.shibaura-machine.co.jp/documents/jp/ir/library/kohyo/2020/20200117_1_1.pdf

9. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、収益性の向上に向けて経営体質の強化を図りながら、安定配当を維持し、業績に応じた利益配分をしていくことを基本方針としております。利益剰余金につきましては、財務体質を強化しつつ、企業の継続的発展のため将来の事業展開等を戦略的に判断し、生産設備、技術開発、海外展開等に有効に投資していくとともに、継続して株主の皆様への適正な利益還元を実施してまいります。

当期につきましては、第2四半期末配当42.5円を実施いたしました。期末配当につきましては、1株につき42.5円とし、年間で85円の配当とさせていただきます。

(ご参考)

当社は、2020年2月4日に発表いたしました、「経営改革プラン」に基づき、2023年度において、売上高1,350億円、営業利益率8.0%、配当性向40%目途（経営改革プラン期間中）、ROE8.5%を実現することを定量的な目標として定め、かかる目標の達成のために具体的施策を実施してまいります。その一環として、2020年6月1日に、2020年6月30日を基準日として約30億円（1株につき、124円30銭）の特別配当を行うことを決議しております。詳しい内容については、2020年6月1日付で当社が発表いたしました「剰余金の配当（特別配当）に関する決定事項のお知らせ」をご参照ください。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	122,364	流 動 負 債	53,006
現金及び預金	47,907	支払手形及び買掛金	21,279
受取手形及び売掛金	36,064	短期借入金	10,090
商品及び製品	9,052	リース債務	32
仕 掛 品	26,877	未払法人税等	7,218
原材料及び貯蔵品	67	未払費用	5,351
その他の流動資産	2,444	前受金	6,403
貸倒引当金	△49	製品保証引当金	720
		その他の流動負債	1,909
固 定 資 産	31,918	固 定 負 債	14,258
有形固定資産	20,541	長期借入金	4,300
建物及び構築物	10,584	リース債務	59
機械装置及び運搬具	2,151	長期未払金	5
土 地	7,049	繰延税金負債	2
リース資産	89	役員退職慰労引当金	41
建設仮勘定	135	退職給付に係る負債	9,770
その他の有形固定資産	529	資産除去債務	52
		その他の固定負債	26
無形固定資産	561	負 債 合 計	67,264
その他の無形固定資産	561	(純 資 産 の 部)	
投資その他の資産	10,816	株 主 資 本	85,006
投資有価証券	6,560	資 本 金	12,484
出 資 金	493	資 本 剰 余 金	11,538
長期貸付金	13	利 益 剰 余 金	77,359
繰延税金資産	3,142	自 己 株 式	△16,376
その他の投資	1,655	その他の包括利益累計額	2,012
貸倒引当金	△1,048	その他有価証券評価差額金	2,334
		繰延ヘッジ損益	0
資 産 合 計	154,283	為替換算調整勘定	843
		退職給付に係る調整累計額	△1,165
		純 資 産 合 計	87,018
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	154,283

連 結 損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	
売 上 高		116,761
売 上 原 価		83,301
売 上 総 利 益		33,459
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		29,930
営 業 利 益		3,529
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	556	
そ の 他 の 営 業 外 収 益	1,126	1,683
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	81	
そ の 他 の 営 業 外 費 用	1,305	1,387
経 常 利 益		3,825
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	6	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	26	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	10,135	10,168
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	103	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	311	
減 損 損 失	19	
特 別 退 職 金	911	1,345
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		12,648
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	7,621	
法 人 税 等 調 整 額	△2,312	5,309
当 期 純 利 益		7,338
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		7,338

招 集 ご 通 知

事 業 報 告

計 算 書 類

監 査 報 告

株 主 総 会 参 考 書 類

連結株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	12,484	11,538	71,983	△16,375	79,630
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,930		△1,930
親会社株主に帰属する当期純利益			7,338		7,338
自 己 株 式 の 取 得				△1	△1
企 業 結 合 に よ る 減 少			△31		△31
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当 期 変 動 額 合 計	－	－	5,376	△1	5,375
当 期 末 残 高	12,484	11,538	77,359	△16,376	85,006

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調 整 累 計 額	その他の包括 利益累計額合計	
当 期 首 残 高	2,844	0	1,711	△988	3,566	83,197
当 期 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△1,930
親会社株主に帰属する当期純利益						7,338
自 己 株 式 の 取 得						△1
企 業 結 合 に よ る 減 少						△31
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△510	0	△867	△176	△1,554	△1,554
当 期 変 動 額 合 計	△510	0	△867	△176	△1,554	3,820
当 期 末 残 高	2,334	0	843	△1,165	2,012	87,018

連結注記表

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 14社

[主要な連結子会社名]

芝浦機械エンジニアリング(株)、東栄電機(株)、(株)不二精機製造所、芝浦セムテック(株)、TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.、SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.、SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED、SHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.、SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE.LTD.、SHIBAURA MACHINE COMPANY,AMERICA

東芝機械エンジニアリング(株)は2020年4月1日付で芝浦機械エンジニアリング(株)へ商号変更しております。

TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.は2020年4月2日付でSHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.へ商号変更しております。
TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITEDは2020年2月14日付でSHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITEDへ商号変更しております。

TOSHIBA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.は2020年4月1日付でSHIBAURA MACHINE (THAILAND) CO.,LTD.へ商号変更しております。

TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.は2020年1月6日付でSHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE.LTD.へ商号変更しております。

TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICAは2019年11月1日付でSHIBAURA MACHINE COMPANY,AMERICAへ商号変更しております。

(2) 非連結子会社数 9社

[主要な非連結子会社名]

SHIBAURA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.、PT.SHIBAURA MACHINE INDONESIA、TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社（9社）の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしていませんので、連結の範囲から除いております。

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.は2020年1月15日付でSHIBAURA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.へ商号変更しております。

PT.TOSHIBA MACHINE INDONESIAは2019年10月11日付でPT.SHIBAURA MACHINE INDONESIAへ商号変更しております。

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用関連会社 ー 社

当連結会計年度において、持分法適用会社であった(株)ニューフレアテクノロジーの全株式を売却したため持分法の適用範囲から除いております。

(2) 持分法を適用しない非連結子会社及び関連会社

非連結子会社数 9社

関連会社数 1社

[主要な非連結子会社・関連会社名]

SHIBAURA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.、PT.SHIBAURA MACHINE INDONESIA、TOSHIBA MACHINE COMPANY CANADA LTD.

非連結子会社（9社）及び関連会社（1社）の当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等はいずれも小規模であり、全体としても連結計算書類に重要な影響を及ぼしておりませんので、持分法の適用範囲から除いております。

TOSHIBA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.は2020年1月15日付でSHIBAURA MACHINE TAIWAN CO.,LTD.へ商号変更しております。

PT.TOSHIBA MACHINE INDONESIAは2019年10月11日付でPT.SHIBAURA MACHINE INDONESIAへ商号変更しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、TOSHIBA MACHINE（SHANGHAI）CO.,LTD.、SHANGHAI TOSHIBA MACHINE CO.,LTD.、SHIBAURA MACHINE（SHENZHEN）CO.,LTD.、TOSHIBA MACHINE HONG KONG LTD.の決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。その他の連結子会社の決算日は、連結会計年度の末日と一致しております。

TOSHIBA MACHINE（SHENZHEN）CO.,LTD.は2020年3月10日付でSHIBAURA MACHINE（SHENZHEN）CO.,LTD.へ商号変更しております。

4. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

5. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品……………主として移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

6. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物……………当社及び㈱不二精機製造所は、定額法を採用しております。

他の国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物は定額法、それ以外の建物は定率法によっております。

建物以外……………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

7. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

国内連結子会社は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

8. 退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から処理しております。

9. ヘッジ会計の方法

主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。

10.消費税等の会計処理

税抜方式を採用しております。

11.連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」といいます。）の感染拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、主な得意先である自動車メーカー各社は生産調整を行なっていることから、当社グループの事業活動に影響を及ぼしております。また、本感染症拡大の収束時期等を予想することは困難であることから、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の判定においては、連結計算書類作成のための入手可能な情報に基づき、翌連結会計年度の一定期間に渡り影響が生じるとの一定の仮定のもと、最善の見積りを行っております。

連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

57,450百万円

有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額80百万円を含んでおります。

2. 保証債務

金融機関等に対する支払保証

Wells Fargo Equipment Finance

864百万円

TM Acceptance Corp.

39百万円

TCF Financial Corp.

79百万円

計

983百万円

3. コミットメントライン契約

当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当連結会計年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントラインの総額

10,000百万円

借入実行残高

－百万円

差引額

10,000百万円

連結損益計算書に関する注記

1. 関係会社株式売却益

関係会社株式益は、当社持分法適用会社であった(株)ニューフレアテクノロジーの全株式売却によるものです。

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
神奈川県座間市	遊休資産（社宅）	建物及び構築物

当社グループは、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当連結会計年度において、遊休資産（社宅）を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（19百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物19百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は備忘価額により評価しております。

連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数

普通株式

29,977,106株

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2019年5月9日取締役会	普 通 株 式	905	37.5	2019年3月31日	2019年5月31日
2019年11月8日取締役会	普 通 株 式	1,025	42.5	2019年9月30日	2019年12月3日
計		1,930			

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2020年5月27日開催の取締役会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり決議しております。

- | | |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額 | 1,025百万円 |
| ② 配当の原資 | 利益剰余金 |
| ③ 1株当たり配当額 | 42.50円 |
| ④ 基準日 | 2020年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日 | 2020年6月15日 |

金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達については銀行等金融機関からの借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、販売管理規程等に沿ってリスク低減を図っております。また、有価証券及び投資有価証券は株式及び投資信託であり、上場株式及び投資信託については四半期ごとに時価の把握を行っております。借入金の用途は運転資金及び設備投資資金であります。

なお、デリバティブ取引は内部管理規程に従い、実需の範囲で行なっております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 現金及び預金	47,907	47,907	－
(2) 受取手形及び売掛金	36,064	36,064	△0
(3) 有価証券及び投資有価証券	5,799	5,799	－
(4) 支払手形及び買掛金	(21,279)	(21,279)	－
(5) 短期借入金	(10,090)	(10,090)	－
(6) 長期借入金	(4,300)	(4,309)	9
(7) デリバティブ取引（＊2）	0	0	－

（＊1）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（＊2）デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で示しております。

（＊3）為替予約の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている外貨建金銭債権債務と一体として処理されているため、その時価は、当該金銭債権債務の時価に含めて記載しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値により算定しております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、上場株式は取引所の価格によっており、投資信託については取引金融機関から提示された価格によっております。

- (4) 支払手形及び買掛金、並びに(5) 短期借入金
これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 長期借入金
長期借入金の時価については、元利金の合計額を新規と同様の借入を行なった場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (7) デリバティブ取引
時価の算定方法は、先物為替相場によっております。
- (注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額864百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,605円47銭
1株当たり当期純利益	304円06銭

重要な後発事象に関する注記

(株)シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けの撤回)
(株)オフィスサポートの子会社である(株)シティインデックスイレブンス(以下「公開買付者」といいます。)によって当社株式に対する公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)が2020年1月21日から開始されておりますが、本公開買付けについて、2020年4月2日に公開買付者より、公開買付撤回公告がなされるとともに公開買付撤回届出書が提出され、当該公告時点をもって本公開買付けは撤回されました。

(新株予約権の無償割当ての中止)

当社は、2020年3月27日開催の臨時株主総会において、新株予約権の無償割当てを付議し、承認・可決されたことを受け、同日に開催された取締役会において、第1回－A 新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を割り当てることを決定しておりましたが、2020年4月7日開催の取締役会決議により、本新株予約権の無償割当てを中止することを決定いたしました。

1. 無償割当てを中止する本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の数

基準日((4)で定義される。以下同じ)における当社の最終の発行済株式の総数(但し、当社が所有する当社株式の数を控除する。)とする。

(2) 割当方法

株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割り当てない。

(3) 本新株予約権の払込金額

無償

- (4) 基準日
2020年4月24日
- (5) 本新株予約権の割当てが効力を発生する日
2020年4月27日
- (6) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
- (7) 本新株予約権の行使期間
2020年9月1日から2020年12月31日までとする。
- (8) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記②で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - ②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
- (9) 本新株予約権の行使の条件
 - ①以下の（i）乃至（iii）に該当する者（以下「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使できないものとする。
 - （i）(株)シティインデックスイレブンス（以下「大規模買付者」という。）
 - （ii）村上世彰氏、村上裕恵氏、野村絢氏、村上玲氏、野村幸弘氏、池田龍哉氏、福島啓修氏、中島章智氏、大村将裕氏、三田証券(株)、(株)レノ、(株)フォルティス、(株)C&I Holdings、(株)南青山不動産、(株)オフィスサポート、(株)ATRA、(株)エスグラントコーポレーション、(株)シティインデックスホールディングス、(株)シティインデックスホスピタリティその他大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）
 - （iii）当社取締役会が当社独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - （a）上記（i）から本（iii）までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - （b）上記（i）から本（iii）までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記（i）から本（iii）までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。
 - ②本新株予約権者は、当社に対し、上記①の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記①の非適格者に該当しないことを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等に

より必要とされる書面を提出した場合、その他非適格者に該当しないと当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。

③適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続き及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、当社が上記手続き及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。

④上記③の条件の充足の確認は、上記②に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとする。

⑤各本新株予約権の一部行使は、できないものとする。

(10) 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 本新株予約権の取得

①当社は、2020年4月28日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時時点で未行使であり、(9)①及び②の規定に従い行使可能な本新株予約権（下記②において「行使適格本新株予約権」という。）につき、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得することができる。

②当社は、2020年4月28日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時時点で未行使である行使適格本新株予約権以外の全ての本新株予約権につき、取得に係る本新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使に一定の制約が付されたものを対価として、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得することができる。

③当社は、2020年8月31日までの間はいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。

④上記①及び②に基づく本新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、(9)②に定める手続に準じた手続により確認するものとする。

(12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金

本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。

(13) 本新株予約権の行使請求の方法

①本新株予約権を行使する場合、(7)記載の本新株予約権を行使することができる期間中に(15)記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。

②本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて(16)に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

③本新株予約権者の行使請求の効力は、(15)記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(14) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(15) 行使請求受付場所

当社経営戦略室

(16) 払込取扱場所

三井住友信託銀行(株)

(17) その他

上記に定めるもののほか、本新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

2. 中止の理由等

当社は、(株)オフィスサポートの子会社である(株)シティインデックスイレブンス（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が撤回された場合において、オフィスサポートないしその子会社からの当社株式を対象とする公開買付け等への対応指針に基づく対抗措置の発動の必要性がなくなったと判断したときは、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを当初より予定しておりました。その後、2020年4月2日付けで公開買付者が本公開買付けを撤回したことを受け、本新株予約権の無償割当てを中止するか否かについて慎重に検討を行いました。

当社取締役会は、2020年4月7日付けで独立委員会から本新株予約権の無償割当ての中止は適当である旨の勧告を受け、当該勧告を踏まえて慎重に検討した結果、同日付け取締役会決議により、本新株予約権の無償割当てを中止することを決定いたしました。本新株予約権の無償割当ての中止に伴い、2020年3月27日付けで提出した新株予約権の募集に係る有価証券通知書を取り下げるとともに、2020年4月8日に予定しておりました基準日公告も行っておりません。

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、下記の通り2020年5月1日付でシンジケート方式によるコミットメントラインの増額契約を締結いたしました。

1. 契約の目的

資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えるため。

2. コミットメントラインの契約概要

- (1) 参加金融機関 : (株)三井住友銀行、(株)静岡銀行、三井住友信託銀行(株)
- (2) 組成金額 : 20,000百万円（10,000百万円の増額）
- (3) 変更契約締結日 : 2020年 5 月 1 日
- (4) 期日 : 2021年 3 月30日
- (5) 担保提供資産 : 無担保

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	96,266	流動負債	45,213
現金及び預金	36,993	支払手形	1,486
受取手形	6,571	買掛金	16,180
売掛金	26,356	短期借入金	10,090
商品及び製品	3,246	リース債務	6
仕掛品	20,064	未払金	766
原材料及び貯蔵品	26	未払法人税等	6,999
短期貸付金	652	未払費用	4,126
未収入金	1,582	前受金	4,618
その他の流動資産	788	製品保証引当金	627
貸倒引当金	△16	その他の流動負債	312
固定資産	34,399	固定負債	10,849
有形固定資産	16,154	長期借入金	4,300
建物及び構築物	8,375	リース債務	10
機械及び装置	1,639	長期未払金	5
車両及び運搬具	17	退職給付引当金	6,481
工具、器具及び備品	310	資産除去債務	52
土地	5,688	負債合計	56,063
リース資産	15	(純資産の部)	
建設仮勘定	106	株主資本	72,265
無形固定資産	302	資本金	12,484
その他の無形固定資産	302	資本剰余金	11,538
投資その他の資産	17,942	資本準備金	11,538
投資有価証券	5,768	利益剰余金	64,618
関係会社株式	7,543	その他利益剰余金	64,618
関係会社出資金	1,773	固定資産圧縮積立金	206
長期貸付金	13	繰越利益剰余金	64,412
長期前払費用	97	自己株式	△16,376
繰延税金資産	2,480	評価・換算差額等	2,336
その他の投資	1,299	その他有価証券評価差額金	2,336
貸倒引当金	△1,034	繰延ヘッジ損益	0
資産合計	130,665	純資産合計	74,602
		負債・純資産合計	130,665

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

損 益 計 算 書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

科 目	金 額	
売上高		89,534
売上原価		69,414
売上総利益		20,120
販売費及び一般管理費		19,990
営業利益		129
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,762	
その他の営業外収益	312	3,074
営業外費用		
支払利息	79	
その他の営業外費用	1,212	1,292
経常利益		1,911
特別利益		
固定資産売却益	1	
投資有価証券売却益	26	
関係会社株式売却益	21,136	21,164
特別損失		
固定資産処分損	98	
減損損失	19	
投資有価証券評価損	311	
特別退職金	673	1,103
税引前当期純利益		21,973
法人税、住民税及び事業税	6,635	
法人税等調整額	△791	5,844
当期純利益		16,129

株主資本等変動計算書

(2019年 4 月 1 日から)
(2020年 3 月31日まで)

(単位 百万円：切り捨て)

	株 主 資 本							
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金			自 己 株 式
		資 準 備	本 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金 計	固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当 期 首 残 高	12,484	11,538		11,538	214		50,205	50,420
当 期 変 動 額								
固定資産圧縮積立金の取崩					△8		8	－
剰 余 金 の 配 当							△1,930	△1,930
当 期 純 利 益							16,129	16,129
自 己 株 式 の 取 得								△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	－	△8		14,206	14,198
当 期 末 残 高	12,484	11,538		11,538	206		64,412	64,618

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計	
当 期 首 残 高	2,871	0	2,871	60,939
当 期 変 動 額				
固定資産圧縮積立金の取崩				－
剰 余 金 の 配 当				△1,930
当 期 純 利 益				16,129
自 己 株 式 の 取 得				△1
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△535	0	△534	△534
当 期 変 動 額 合 計	△535	0	△534	13,662
当 期 末 残 高	2,336	0	2,336	74,602

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

個 別 注 記 表

重要な会計方針に関する注記

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの………決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの………移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品及び製品・仕掛品…主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

原材料及び貯蔵品………移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

建物………定額法を採用しております。

建物以外………定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権及び破産更生債権等については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 製品保証引当金

製品納入後の保証期間内に発生する補修費用の支出に充てるため、売上高を基準として過去の実績率により算定した額に、将来の見込を加味した額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

また、数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から処理しております。

5. ヘッジ会計の方法
主として繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約については振当処理の要件を満たしている場合は振当処理を採用しております。
6. 消費税等の会計処理
税抜方式を採用しております。
7. 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

追加情報

新型コロナウイルス感染症（以下、「本感染症」といいます。）の感染拡大は、経済、企業活動に広範な影響を与える事象であり、主な得意先である自動車メーカー各社は生産調整を行なっていることから、当社グループの事業活動に影響を及ぼしております。また、本感染症拡大の収束時期等を予想することは困難であることから、繰延税金資産の回収可能性や減損損失の判定においては、計算書類作成のための入手可能な情報に基づき、翌事業年度の一定期間に渡り影響が生じるとの一定の仮定のもと、最善の見積りを行なっております。

貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 47,988百万円
有形固定資産の減価償却累計額には、減損損失累計額80百万円を含んでおります。
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務
短期金銭債権 8,543百万円
短期金銭債務 1,448百万円
3. 取締役に対する金銭債務
長期金銭債務 5百万円
4. コミットメントライン契約
当社は、資金調達の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えることを目的として、取引銀行3行とコミットメントライン契約を締結しております。当該契約に基づく当事業年度末における借入未実行残高は次のとおりであります。
コミットメントラインの総額 10,000百万円
借入実行残高 ー百万円
差引額 10,000百万円

損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高
売上高 16,437百万円
仕入高 14,388百万円
営業取引以外の取引高 2,648百万円
2. 関係会社株式売却益
関係会社株式売却益は、関連会社であった(株)ニューフレアテクノロジーの全株式売却によるものであります。
3. 減損損失
当会計年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

場 所	用 途	種 類
神奈川県座間市	遊休資産（社宅）	建物及び構築物

当社は、原則として、事業用資産については事業部を基準としてグルーピングを行っており、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

当会計年度において、遊休資産（社宅）を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失（19百万円）として特別損失に計上しました。その内訳は建物及び構築物19百万円であります。

なお、当資産の回収可能価額は正味売却価額により測定しております。正味売却価額は備忘価額により評価しております。

株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式 5,841,960株

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、退職給付引当金、未払従業員賞与の否認等であり、繰延税金負債の発生の主な原因は、その他有価証券評価差額によるものです。

関連当事者との取引に関する注記

- 親会社及び法人主要株主等
該当する事項はございません。
- 子会社及び関連会社

(単位：百万円)

属 性	会 社 等 の 名 称 (注5)	議決権等の所有 (被所有)割合	関 連 当 事 者 と の 関 係	取 引 の 内 容	取引金額 (注4)	科 目	期末残高 (注4)
子 会 社	芝浦機械 エンジニアリング(株)	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	2,230	受 取 手 形 売 掛 金	195 741
子 会 社	東栄電機(株)	所有 直接 100%	東栄電機(株)製品・部品の 購入	製品・部品の 購入 (注1)	7,859	買 掛 金	774
子 会 社	TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD.	所有 直接 100%	当社部品の販売	部品の販売 (注1)	818	売 掛 金	377
			技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	281	売 掛 金	201
			TOSHIBA MACHINE (SHANGHAI) CO.,LTD. 製品・部品の購入	製品・部品の 購入 (注1)	2,832	買 掛 金	121
子 会 社	SHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO.,LTD.	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	133	売 掛 金	21
			資金の援助	資金の貸付 (注2)	138	短期貸付金	652
				利息の受取 (注2)	13		
子 会 社	SHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITED	所有 直接 100%	技術使用契約の締結	技術使用料の 受取 (注3)	15	売 掛 金	6
			資金の援助	増資の引受	705		
子 会 社	SHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE.LTD.	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	1,883	売 掛 金	381
子 会 社	SHIBAURA MACHINE COMPANY, AMERICA	所有 直接 100%	当社製品・部品の販売	製品・部品の 販売 (注1)	7,923	売 掛 金	4,171

取引条件及び取引条件の決定方針

- (注1) 取引価格その他の取引条件につきましては、市場価格を勘案して、一般的取引条件と同様に決定しております。
- (注2) 貸付につきましては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注3) 技術使用料につきましては、締結した契約に基づき決定しております。
- (注4) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。
- (注5) 東芝機械エンジニアリング(株)は2020年4月1日付で芝浦機械エンジニアリング(株)へ商号変更しております。

TOSHIBA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.は2020年4月2日付でSHIBAURA MACHINE MANUFACTURING (THAILAND) CO., LTD.へ商号変更しております。

TOSHIBA MACHINE (CHENNAI) PRIVATE LIMITEDは2020年2月14日付でSHIBAURA MACHINE INDIA PRIVATE LIMITEDへ商号変更しております。

TOSHIBA MACHINE SOUTH EAST ASIA PTE.LTD.は2020年1月6日付でSHIBAURA MACHINE SINGAPORE PTE.LTD.へ商号変更しております。

TOSHIBA MACHINE COMPANY,AMERICAは2019年11月1日付でSHIBAURA MACHINE COMPANY,AMERICAへ商号変更しております。

3. 兄弟会社等

該当する事項はございません。

4. 役員及び個人主要株主等

該当する事項はございません。

1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	3,091円02銭
1株当たり当期純利益	668円30銭

重要な後発事象に関する注記

((株)シティインデックスイレブンスによる当社株式に対する公開買付けの撤回)

((株)オフィスサポートの子会社である((株)シティインデックスイレブンス (以下「公開買付者」といいます。))によって当社株式に対する公開買付け (以下「本公開買付け」といいます。))が2020年1月21日から開始されておりますが、本公開買付けについて、2020年4月2日に公開買付者より、公開買付撤回公告がなされるときに公開買付撤回届出書が提出され、当該公告時点をもって本公開買付けは撤回されました。

(新株予約権の無償割当ての中止)

当社は、2020年3月27日開催の臨時株主総会において、新株予約権の無償割当てを付議し、承認・可決されたことを受け、同日に開催された取締役会において、第1回－A 新株予約権 (以下「本新株予約権」といいます。))を割り当てることを決定しておりましたが、2020年4月7日開催の取締役会決議により、本新株予約権の無償割当てを中止することを決定いたしました。

1. 無償割当てを中止する本新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の数

基準日 ((4)で定義される。以下同じ)における当社の最終の発行済株式の総数 (但し、当社が所有する当社株式の数を控除する。))とする。

- (2) 割当方法
株主割当の方法による。基準日現在の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その有する当社株式1株につき、1個の割合をもって、本新株予約権を割り当てる。但し、当社が有する当社株式については、本新株予約権を割り当てない。
- (3) 本新株予約権の払込金額
無償
- (4) 基準日
2020年4月24日
- (5) 本新株予約権の割当てが効力を発生する日
2020年4月27日
- (6) 本新株予約権の目的である株式の種類及び数
本新株予約権1個当たりの目的である株式の種類及び数は、当社普通株式1株とする。
- (7) 本新株予約権の行使期間
2020年9月1日から2020年12月31日までとする。
- (8) 本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
 - ①各本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、行使価額（下記②で定義される。）に割当株式数を乗じた額とする。
 - ②本新株予約権の行使に際して出資される当社普通株式1株当たりの金銭の額（以下「行使価額」という。）は、1円とする。
- (9) 本新株予約権の行使の条件
 - ①以下の（i）乃至（iii）に該当する者（以下「非適格者」という。）は、本新株予約権を行使できないものとする。
 - （i）(株)シティインデックスイレブンス（以下「大規模買付者」という。）
 - （ii）村上世彰氏、村上裕恵氏、野村絢氏、村上玲氏、野村幸弘氏、池田龍哉氏、福島啓修氏、中島章智氏、大村将裕氏、三田証券(株)、(株)レノ、(株)フォルティス、(株)C&I Holdings、(株)南青山不動産、(株)オフィスサポート、(株)ATRA、(株)エスグラントコーポレーション、(株)シティインデックスホールディングス、(株)シティインデックスホスピタリティその他大規模買付者の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に規定する「共同保有者」をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。）及び特別関係者（金融商品取引法第27条の2第7項に規定する「特別関係者」をいう。）
 - （iii）当社取締役会が当社独立委員会による勧告を踏まえて以下のいずれかに該当すると合理的に認定した者
 - （a）上記（i）から本（iii）までに該当する者から当社の承認なく本新株予約権を譲り受け又は承継した者
 - （b）上記（i）から本（iii）までに該当する者の「関係者」。なお、「関係者」とは、上記（i）から本（iii）までに該当する者との間にフィナンシャル・アドバイザー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関その他これらの者と実質的利害を共通にしている者、公開買付代理人、弁護士、会計士その他のアドバイザー若しくはこれらの者が実質的に支配し又はこれらの者と共同ないし協調して行動する者をいう。組合その他のファンドに係る「関係者」の判断においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案するものとする。

- ②本新株予約権者は、当社に対し、上記①の非適格者に該当しないこと（第三者のために行使する場合には当該第三者が上記①の非適格者に該当しないことを含む。）についての表明・保証条項、補償条項その他当社が定める事項を記載した書面、合理的範囲内で当社が求める条件充足を示す資料及び法令等により必要とされる書面を提出した場合、その他非適格者に該当しないと当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。
- ③適用ある外国の証券法その他の法令等上、当該法令等の管轄地域に所在する者による本新株予約権の行使に関し、所定の手続きの履行又は所定の条件の充足が必要とされる場合、当該管轄地域に所在する者は、当該手続き及び条件が全て履行又は充足されていると当社が認めた場合に限り、本新株予約権を行使することができるものとする。なお、当社が上記手続き及び条件を履行又は充足することで当該管轄地域に所在する者が本新株予約権を行使することができる場合であっても、当社としてこれを履行又は充足する義務を負うものではない。
- ④上記③の条件の充足の確認は、上記②に定める手続に準じた手続で当社取締役会が定めるところによるものとする。
- ⑤各本新株予約権の一部行使は、できないものとする。
- (10) 本新株予約権の譲渡制限
本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。
- (11) 本新株予約権の取得
- ①当社は、2020年4月28日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、全ての、当該取得日時時点で未行使であり、(9)①及び②の規定に従い行使可能な本新株予約権（下記②において「行使適格本新株予約権」という。）につき、取得に係る本新株予約権の数に、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数を乗じた数の当社普通株式を対価として、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得することができる。
- ②当社は、2020年4月28日以降に当社取締役会が決議した場合は、当社取締役会で定める取得日に、当該取得日時時点で未行使である行使適格本新株予約権以外の全ての本新株予約権につき、取得に係る本新株予約権と同数の当社新株予約権で非適格者による行使に一定の制約が付されたものを対価として、本新株予約権者（当社を除く。）の保有する本新株予約権を取得することができる。
- ③当社は、2020年8月31日までの間はいつでも、当社が本新株予約権を取得することが適切であると当社取締役会が認める場合には、当社取締役会が別途定める日の到来をもって、全ての本新株予約権を無償で取得することができるものとする。
- ④上記①及び②に基づく本新株予約権の取得に関する条件充足に関しては、(9)②に定める手続に準じた手続により確認するものとする。
- (12) 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金及び資本準備金
本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第17条の定めるところに従って算定された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額より増加する資本金の額を減じた額とする。
- (13) 本新株予約権の行使請求の方法
- ①本新株予約権を行使する場合、(7)記載の本新株予約権を行使することができる期間中に(15)記載の行使請求受付場所に対して、行使請求に必要な事項を通知するものとする。
- ②本新株予約権を行使する場合、前号の行使請求の通知に加えて、本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の全額を現金にて(16)に定める払込取扱場所の当社が指定する口座に振り込むものとする。

③本新株予約権者の行使請求の効力は、(15)記載の行使請求受付場所に対する行使請求に必要な全部の事項の通知が行われ、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の全額が前号に定める口座に入金された日に発生する。

(14) 新株予約権証券の不発行

当社は、本新株予約権に関して、新株予約権証券を発行しない。

(15) 行使請求受付場所

当社経営戦略室

(16) 払込取扱場所

三井住友信託銀行(株)

(17) その他

上記に定めるもののほか、本新株予約権発行に関し必要な事項の決定その他一切の行為について当社代表取締役社長に一任する。

2. 中止の理由等

当社は、(株)オフィスサポートの子会社である(株)シティインデックスイレブンス（以下「公開買付者」といいます。）による当社株式に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）が撤回された場合において、オフィスサポートないしその子会社からの当社株式を対象とする公開買付け等への対応指針に基づく対抗措置の発動の必要性がなくなったと判断したときは、独立委員会の意見を最大限尊重した上で、本新株予約権の無償割当てを中止することを当初より予定しておりました。その後、2020年4月2日付けで公開買付者が本公開買付けを撤回したことを受け、本新株予約権の無償割当てを中止するか否かについて慎重に検討を行いました。

当社取締役会は、2020年4月7日付けで独立委員会から本新株予約権の無償割当ての中止は適当である旨の勧告を受け、当該勧告を踏まえて慎重に検討した結果、同日付け取締役会決議により、本新株予約権の無償割当てを中止することを決定いたしました。本新株予約権の無償割当ての中止に伴い、2020年3月27日付けで提出した新株予約権の募集に係る有価証券通知書を取り下げるとともに、2020年4月8日に予定しておりました基準日公告も行っておりません。

(コミットメントライン契約の締結)

当社は、下記の通り2020年5月1日付でシンジケート方式によるコミットメントラインの増額契約を締結いたしました。

1. 契約の目的

資金調達機の機動性及び安定性を確保し、今後の資金需要に備えるため。

2. コミットメントラインの契約概要

- (1) 参加金融機関 : (株)三井住友銀行、(株)静岡銀行、三井住友信託銀行(株)
- (2) 組成金額 : 20,000百万円 (10,000百万円の増額)
- (3) 変更契約締結日 : 2020年 5 月 1 日
- (4) 期日 : 2021年 3 月30日
- (5) 担保提供資産 : 無担保

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

芝浦機械株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ⑩
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ⑩
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、芝浦機械株式会社（旧社名 東芝機械株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、芝浦機械株式会社（旧社名 東芝機械株式会社）及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

芝浦機械株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 向 出 勇 治 ⑤
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 清 本 雅 哉 ⑤
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、芝浦機械株式会社（旧社名東芝機械株式会社）の2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

招集
ご通知

事業
報告

計算
書類

監査
報告

株主
総会
参考
書類

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第97期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロおよびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- (1) 監査等委員会が定めた監査等委員会規程および監査等委員会監査等基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画、職務分担等に従い、会社の内部監査部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役、執行役員および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業報告を受けました。
- (2) 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の支配に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月29日

芝浦機械株式会社 監査等委員会

常勤監査等委員 高 橋 宏 ㊞

監 査 等 委 員 小 倉 良 弘 ㊞

監 査 等 委 員 宇佐美 豊 ㊞

(注) 監査等委員小倉 良弘および宇佐美 豊は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（8名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきまして、監査等委員会は、各候補者とも当社の取締役として妥当であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者の番号	氏名	当社における現在の地位および担当	備考	取締役会出席状況
1	飯村幸生	代表取締役会長 最高経営責任者	再任	19回中19回 (100%)
2	坂元繁友	代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員 輸出管理本部長	再任	19回中19回 (100%)
3	小林昭美	取締役専務執行役員 R＆Dセンター長兼相模工場長、管理部分担、 システム戦略部分担	再任	19回中19回 (100%)
4	大田浩昭	—	新任	—
5	佐藤 潔	社外取締役	再任 社外 独立	19回中19回 (100%)
6	岩崎 清 悟	社外取締役	再任 社外 独立	19回中19回 (100%)
7	井上 弘	社外取締役	再任 社外 独立	15回中14回 (93%)
8	寺脇 一 峰	社外取締役	再任 社外 独立	15回中15回 (100%)
9	早川 知 佐	—	新任 社外 独立	—

(注) 井上弘氏および寺脇一峰氏の取締役会出席状況は、2019年6月21日の就任後に開催された取締役会のみを対象としています。

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
1	再任 飯村幸生 (1956年6月17日)	1980年4月 当社入社 2000年10月 当社射出成形機技術部長 2004年10月 当社微細転写事業部長 2006年6月 当社取締役 2008年6月 当社技術統括部長 2009年6月 当社代表取締役社長 2013年6月 当社代表取締役社長 社長執行役員 2017年4月 当社代表取締役会長 最高経営責任者 (現任) 2017年5月 (一社)日本工作機械工業会会長(現任)	25,500株
	【取締役候補者とした理由】 飯村幸生氏は、2009年に当社代表取締役社長に就任後、強いリーダーシップでグループ全体を牽引してきました。2017年4月からは、当社代表取締役会長に就任し、さらなる企業価値向上を旨とし当社グループの経営を担っております。今後もコーポレートガバナンスおよび経営体制の一層の強化を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況(2019年4月1日から2020年3月31日まで)】 19回中19回すべてに出席		
2	再任 坂元繁友 (1958年5月22日)	1983年4月 当社入社 2006年6月 当社企画部長 2009年6月 当社取締役 2010年6月 当社東京本店長 同年10月 当社グローバル戦略室長 2013年6月 当社取締役常務執行役員、コンポーネントユニット長兼企画本部長 2016年6月 当社代表取締役専務執行役員、コンプライアンス本部長兼輸出管理部長兼経営企画本部長兼相模工場長、RMO 2017年4月 当社工作機械ユニット長兼御殿場工場長 同年6月 当社経営企画本部分担、TQM推進室分担 2019年6月 当社代表取締役副社長執行役員 2020年2月 当社代表取締役社長 最高執行責任者 社長執行役員(現任) 2020年4月 当社輸出管理本部長(現任)	7,100株
	【取締役候補者とした理由】 坂元繁友氏は、経営企画部門を中心とした豊富な経験と実績をもとに、2020年2月に当社代表取締役社長に就任し、経営改革プランの遂行をはじめ当社グループの経営を担っております。今後も経営基盤の一層の強化および経営改革プランの確実な遂行による企業価値向上を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況(2019年4月1日から2020年3月31日まで)】 19回中19回すべてに出席		

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
3	再任 こばやしあきよし 小林昭美 (1960年11月14日)	1985年 4 月 当社入社 2004年10月 当社押出成形機技術部長 2013年 6 月 当社押出成形機事業部長 2014年 6 月 当社執行役員、先進機械ユニット副ユニット長 2015年 6 月 当社取締役執行役員、先進機械ユニット長 2016年 6 月 当社制御システム事業部分担 2017年 4 月 当社成形機ユニット長兼管理本部長兼相模工場長 2018年 6 月 当社取締役上席常務執行役員、経営企画本部長兼技術・品質本部長 2019年 6 月 当社取締役専務執行役員（現任）、制御システム事業部分担 2020年 2 月 当社コンプライアンス本部長 2020年 4 月 当社R&Dセンター長兼相模工場長、管理部分担、システム戦略部分担（現任）	6,700株
	【取締役候補者とした理由】 小林昭美氏は、取締役就任後、これまでの押出成形機事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績をもとに、研究開発部門の観点から経営を担っております。今後も当社グループの事業の発展ならびに技術および品質向上の推進に適任であり、経営の意思決定と監督の遂行を期待し、取締役候補者としております。 【取締役会出席状況（2019年4月1日から2020年3月31日まで）】 19回中19回すべてに出席		
4	新任 おおたひろあき 大田浩昭 (1962年3月7日)	1984年 4 月 (株)三井銀行（現、(株)三井住友銀行）入行 2001年 4 月 大和証券SMBC(株)（現、大和証券(株)）入社 2009年 2 月 GCAサヴィアン(株)（現、GCA(株)）入社 2014年 3 月 (株)メザニン監査役 同年 8 月 GCA FAS(株)監査役 2015年 2 月 GCAサヴィアン(株)（現、GCA(株)）CFO、マネージングディレクター GCA Savvian Singapore Private Ltd.取締役 同年 3 月 GCAサヴィアン(株)（現、GCA(株)）取締役CFO、マネージングディレクター 2017年 4 月 GCA(株)マネージングディレクター 2020年 4 月 GCAパートナーズ(株)専務執行役員（現任）	0株
	【取締役候補者とした理由】 大田浩昭氏は、他社での業務執行を通じた財務や企業経営に関する豊富な経験と実績を有しており、人格、見識ともに優れております。今後、当社グループの経営体制の強化に適任であり、取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、取締役候補者としております。		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社株式の数
5	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 さとう きよし 佐藤 潔 (1956年4月2日)	1979年4月 東京エレクトロン(株)入社 2003年4月 同社社長付執行役員 同年6月 同社代表取締役社長 2009年4月 同社取締役副会長 2011年6月 同社取締役 Tokyo Electron America, Inc.取締役会長 Tokyo Electron Europe Ltd.取締役会長 同社取締役 TEL Solar AG取締役社長 東京エレクトロン山梨(株)監査役 2013年11月 当社社外取締役(現任) 2016年6月 マツダ(株)社外取締役(現任) 2017年6月 稲畑産業(株)社外取締役(現任) 2019年6月 同年同月	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 佐藤潔氏は、人格、見識ともに優れており、海外事業を含め他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 佐藤潔氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先であるマツダ(株)、稲畑産業(株)と当社との間にも、特別の関係はありません。 【取締役会出席状況(2019年4月1日から2020年3月31日まで)】 19回中19回すべてに出席		
6	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 いわさき せいご 岩崎 清悟 (1946年10月8日)	1969年3月 静岡ガス(株)入社 1988年7月 同社総合企画グループリーダー 1996年3月 同社取締役 2000年3月 同社常務取締役 2001年3月 同社専務取締役 2006年3月 同社代表取締役 取締役社長 2011年1月 同社代表取締役 取締役会長 2014年5月 スター精密(株)社外取締役(現任) 2015年6月 (株)村上開明堂社外取締役(現任) 2018年1月 静岡ガス(株)取締役特別顧問 同年6月 当社社外取締役(現任) 2020年3月 静岡ガス(株)特別顧問(現任)	2,400株
	【社外取締役候補者とした理由】 岩崎清悟氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 岩崎清悟氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先であるスター精密(株)、(株)村上開明堂と当社との間にも、特別の関係はありません。 【取締役会出席状況(2019年4月1日から2020年3月31日まで)】 19回中19回すべてに出席		

候補者の 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
7	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 井 上 弘 (1940年1月5日)	1963年 4 月 (株)東京放送入社 1993年 6 月 同社取締役 1996年 6 月 同社常務取締役 1997年 6 月 同社専務取締役 2001年 6 月 同社代表取締役副社長 2002年 6 月 同社代表取締役社長 2004年10月 (株)TBSテレビ代表取締役社長 2006年 6 月 東京エレクトロン(株)社外取締役 2009年 4 月 (株)東京放送ホールディングス代表取締役会長 (株)TBSテレビ代表取締役会長 2012年 4 月 (一社)日本民間放送連盟会長 2016年 4 月 (株)東京放送ホールディングス取締役名誉会長 (株)TBSテレビ取締役名誉会長 2018年 6 月 (株)TBSテレビ相談役(現任) 2019年 6 月 当社社外取締役(現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 井上弘氏は、人格、見識ともに優れており、他社役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 井上弘氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である(株)TBSテレビと当社との間にも、特別の関係はありません。 【取締役会出席状況(2019年4月1日から2020年3月31日まで)】 19回のうち就任後に開催された15回中14回に出席		

招集ご通知

事業報告

計算書類

監査報告

株主総会参考書類

候補者の番号	氏名 (生 年 月 日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
8	再任 社外取締役候補者 独立役員候補者 てら わき かず みね 寺 脇 一 峰 (1954年4月13日)	1980年 4 月 東京地方検察庁検事任官 2014年 1 月 公安調査庁長官 2015年 1 月 仙台高等検察庁検事長 2016年 9 月 大阪高等検察庁検事長 2017年 4 月 大阪高等検察庁検事長退官 同年 6 月 弁護士登録（東京弁護士会）、鈴木諭法律事務所（現任） 2018年 2 月 キューピー(株)社外監査役（現任） 同年 6 月 (株)商工組合中央金庫社外監査役（現任） 2019年 6 月 当社社外取締役（現任） 同年 6 月 鹿島建設(株)社外監査役（現任）	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 寺脇一峰氏は、人格、見識ともに優れており、弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を活かして、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 寺脇一峰氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先であるキューピー(株)、(株)商工組合中央金庫、鹿島建設(株)と当社との間にも、特別の関係はありません。 【取締役会出席状況（2019年4月1日から2020年3月31日まで）】 19回のうち就任後に開催された15回すべてに出席		

候補者の 番号	氏 (生 年 月 名 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 お よ び 担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
9	新任 社外取締役候補者 独立役員候補者 はや かわ ち さ 早 川 知 佐 (1968年6月27日)	1991年 4 月 (株)三洋証券入社 1998年 3 月 (株)ファンケル入社 2009年 7 月 カルビー(株)入社 2011年 4 月 同社IR部長 2013年 4 月 同社執行役員 (現任)、IR本部長 2014年 4 月 同社経営企画・IR本部長 2016年 4 月 同社東日本事業本部副本部長 2017年 4 月 同社東日本事業本部本部長 2019年 4 月 同社財務経理本部本部長 (現任)	0株
	【社外取締役候補者とした理由】 早川知佐氏は、人格、見識ともに優れており、証券アナリスト、税理士としての専門的な知識および幅広い業務執行を通じて得られた豊富な経験と見識を活かして、社外取締役の職務を適切に遂行できるものと判断し、社外取締役候補者としております。 【独立性について】 早川知佐氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先であるカルビー(株)と当社との間にも、特別の関係はありません。		

- (注) 1. 上記の取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰、早川知佐の五氏は、社外取締役候補者であります。
3. 佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰の四氏は、現在当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本株主総会の終結の時をもって佐藤潔氏は3年、岩崎清悟氏は2年、井上弘氏および寺脇一峰氏は1年となります。
4. 当社は佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰の四氏との間で、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、四氏の再任が承認された場合、当社は四氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。また、早川知佐氏の選任が承認された場合、当社は、同氏との間で同様の責任限定契約を締結する予定であります。
5. 当社は、佐藤潔、岩崎清悟、井上弘、寺脇一峰の四氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、四氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、早川知佐氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、独立役員として指定する予定であります。

第2号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

2019年6月21日開催の第96回定時株主総会において決議された補欠の監査等委員である取締役今村昭文氏の選任の効力は、本定時株主総会の開始の時までとなりますので、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査等委員会の同意を得ております。補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生 年 月 日)	略 歴 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社株式の数
いまむらあきふみ 今村昭文 (1953年4月18日)	1982年4月 弁護士登録（第一東京弁護士会） 1989年4月 あたご法律事務所パートナー弁護士 2003年5月 グリーンヒル法律特許事務所パートナー弁護士 （現任） 2005年4月 第一東京弁護士会副会長 同年6月 J B C Cホールディングス(株)社外監査役 2011年6月 伊藤ハム(株)社外監査役 2016年4月 伊藤ハム米久ホールディングス(株)社外監査役 （現任） 同年6月 J B C Cホールディングス(株)社外取締役（監査等 委員）（現任） 2020年3月 大友ロジスティクスサービス(株)社外監査役（現 任）	0株
【補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由】 今村昭文氏は、人格、見識ともに優れており、また、弁護士や他社社外役員として得られた豊富な経験と見識を監査における幅広い意見に反映していただけると判断し、補欠の監査等委員である社外取締役候補者としております。 【独立性について】 今村昭文氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。また、重要な兼職先である伊藤ハム米久ホールディングス(株)、J B C Cホールディングス(株)、大友ロジスティクスサービスと当社との間にも、特別の関係はありません。なお、同氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしております。		

- (注) 1. 今村昭文氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
2. 今村昭文氏が監査等委員である社外取締役に就任した場合には、当社定款および会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額といたします。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定および報酬額改定の件

1 提案の概要

本議案は、当社の取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除きます。以下「対象取締役」といいます。）に対する新たな二種類の譲渡制限付株式を用いた株式報酬制度（以下併せて「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2019年6月21日開催の第96回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、「2 本制度の導入目的」に記載した事項を目的として、上記の報酬枠とは別枠で、新たな株式報酬を対象取締役に対して支給し、それに伴い、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を改定することについてのご承認をお願いするものであります。

具体的には、本議案に基づき対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬等は金銭報酬債権とし、その総額は、「2 本制度導入の目的」に記載した目的を踏まえ相当と考えられる金額として、「3（2） 勤務継続型譲渡制限付株式報酬について」に記載した「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」については年額25百万円以内とし、「3（3） 業績連動型譲渡制限付株式報酬」に記載した「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については、当社の取締役会で定める中期経営計画の対象期間終了直後の事業年度において75百万円以内といたします。また、本制度導入に伴い、これまでの当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額である年額500百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）を年額50百万円減額し、年額450百万円以内（うち社外取締役分年額150百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は8名（うち社外取締役4名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は9名（うち社外取締役5名）となります。

2 本制度の導入目的

当社は、グローバル製造業が直面するメガトレンドに卓越した技術革新で応え、社会的課題の解決と企業価値向上を両立するための長期戦略「新生芝浦機械長期ビジョン2030」および中期的な経営計画として「経営改革プラン」を公表しております。本制度は、対象取締役の報酬と当社の中長期の業績との連動性を一層高め、対象取締役と株主との価値共有を進めることにより、「経営改革プラン」に掲げた業績目標の達成と企業価値の持続的な向上を図

るインセンティブを与えることを目的として、対象取締役に対し株式報酬を付与する制度であり、以下の基本方針に従い導入するものです。

- ① 当社の中長期的な企業価値向上を目的に、高収益企業への変革と持続的な成長を成し遂げるべく、固定報酬としての基本報酬と変動報酬として(i)継続的な勤務を条件とした株式報酬(ii)短期的な業績に連動した現金賞与(iii)中長期的な業績に連動した株式報酬を適切な割合で組み合わせることにより、健全なインセンティブとして機能させること
- ② 当社の経営改革プラン等の中期経営計画と株式報酬を連動させることにより、業績目標の達成を強く動機づけること
- ③ 株式による報酬の比率を高め、取締役の株式保有を進めることにより、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有すること

なお、本制度で付与される株式報酬は、取締役の退任時まで譲渡制限をつける制度としており、株主の皆様と持続的な価値共有を一層進める制度としております。

3 本制度について

(1)本制度の概要

本制度は、対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、対象取締役に当社の普通株式を発行しまたは処分し、これを保有させるものです。本制度は、一定期間継続して当社の取締役を務めることを譲渡制限解除の条件とする「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」と、当社取締役会が予め定めた業績目標の達成度により交付する譲渡制限付株式数が変動する「業績連動型譲渡制限付株式報酬」の二種類からなります。譲渡制限の解除日はいずれの制度も原則として取締役の退任日です。

各対象取締役への具体的な支給時期および配分については、取締役会の諮問機関として設置している報酬諮問委員会の答申を受け取締役会において決定するものとします。また、本制度に基づき当社が発行しまたは処分する普通株式の総数は「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」については年19,000株以内とし、「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については当社の取締役会で定める中期経営計画の対象期間終了直後の事業年度に発行しまたは処分する株数として57,000株以内といたします。ただし、いずれも、本株主総会による決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含みます。）または株式併合が行われた場合、その他これらの場合に準じて割り当てる総数の上限の調整を必要とする場合には、この総数の上限を合理的に調整できるものとします。

1株当たりの払込金額は、株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定します。

(2) 勤務継続型譲渡制限付株式報酬について

「勤務継続型譲渡制限付株式報酬」による当社の普通株式の発行または処分は原則として毎年行い、対象取締役に対し、当社の取締役会決議に基づき金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、当該金銭報酬債権を各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利とならない範囲において取締役会にて決定する価格で除した値に相当する数の株式数を譲渡制限付株式として交付します。当社の普通株式の発行または処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、概要、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅰ」といいます。）を締結するものとします。

- ① 対象取締役は、本割当契約Ⅰにより割当を受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）の払込期日から当社の取締役の地位を退任するまでの期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約Ⅰにより割当てを受けた当社の普通株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- ② 当該取締役が、譲渡制限期間の中で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社の取締役の地位を退任した場合には、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- ③ 上記①の定めにかかわらず、当社は、当該取締役が、役務提供予定期間中、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記②に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供予定期間が満了する前に上記②に定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数および譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- ④ 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記③の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- ⑤ 上記①の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画その他の組織再編等（以下、総称して「組織再編等」という。）に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供予定期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- ⑥ 上記⑤に規定する場合においては、当社は、上記⑤の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

⑦ 本割当契約Ⅰに関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

(3)業績連動型譲渡制限付株式報酬について

「業績連動型譲渡制限付株式報酬」については、当社の取締役会で定める中期経営計画の対象期間を評価対象期間（以下「業績評価対象期間」といいます。）とし、対象取締役の役位に基づいて定めた報酬額（以下「役位別基礎報酬」といいます。）に取締役会が予め定めた業績指標の業績評価対象期間終了時における達成度（以下「業績支給率」といいます。）を乗じた金額を金銭報酬債権として付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資財産として会社に現物出資させることで、当該金銭報酬債権を各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定する価格（以下「株式割当株価」といいます。）で除した値に相当する数の株式数を譲渡制限付株式として交付します。

<交付株式数の算出方法>

交付株式数＝役位別基礎報酬（※１）×業績支給率（※２）÷ 株式割当株価（※３）

（※１）役位別基礎報酬は対象取締役の役位に応じて別途取締役会で定めます。

（※２）業績支給率は取締役会において定めるものとしますが、当初の業績評価対象期間については下記の計算式により算出することを予定しております。

業績支給率＝連結営業利益率に基づく支給率×70%＋連結ＲＯＥ（自己資本利益率）に基づく支給率×30%

- ・業績評価対象期間における連結営業利益率および連結ＲＯＥの実績に応じて0%～200%の範囲で変動します。
- ・当社の取締役会で定める中期経営計画の最終事業年度における業績目標である連結営業利益率および連結ＲＯＥがいずれも達成された場合の業績支給率は100%～200%とし、それ以外の場合は業績支給率を0%とし、株式は交付しません。
- ・業績支給率は新たな中期経営計画策定の都度見直します。

（※３）株式割当株価は株式の発行または処分に係る各取締役会決議の日の前営業日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、対象取締役に特に有利としない範囲において取締役会にて決定します。

なお、業績評価対象期間における対象取締役の在任期間によって、交付株式数を合理的に調整することがあります。

業績評価対象期間の最終年度終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により対象取締役が取締役の地位を退任した場合は、上記と同様の算定式を用いて算出された数の譲渡制限が付されていない普通株式を交付します。ただし、業績評価対象期間中に取締役の地位を退任した場合または一定の非違行為があった場合には譲渡制限付株式を交付しないこととします。

また、業績評価対象期間中に、組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には（ただし、当該組織再編等の効力発生日が本制度に基づく株式交付の日より前に到来することが予定されているときに限ります。）、株式を交付しないこととします。

「業績連動型譲渡制限付株式報酬」による当社の普通株式の発行または処分は原則として業績評価対象期間の最終事業年度終了後に行い、発行または処分に当たっては、当社と対象取締役（ただし、業績評価対象期間の最終年度終了後、最初に開催される定時株主総会の日までに任期満了その他正当な理由により、取締役の地位を退任した者（以下「退任者」といいます。）を除きます。）との間で業績連動型譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約Ⅱ」といいます。）を締結するものとし、その内容として、次の事項が含まれることといたします。

- ① 対象取締役は、退任までの間、本割当契約Ⅱにより割当てを受けた当社の普通株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと
- ② 一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得すること
- ③ その他、当社取締役会においてあらかじめ設定した譲渡制限に関する解除条件の内容等

なお、当社が退任者との間で締結する割当契約では、譲渡制限は設けないものとします。また、死亡により対象取締役が退任する場合には、当該対象取締役の相続人に対し、譲渡制限付株式の付与のために支給する予定であった金銭報酬債権相当額の金銭を支払うことといたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

東京都千代田区丸の内三丁目2番1号
東京會館 3階 「ローズ」



- A** JR「有楽町」駅（国際フォーラム口）から 徒歩約 5 分
JR京葉線「東京」駅（6番出口）から 徒歩約 3 分
JR「東京」駅（丸の内南口）から 徒歩約10分
- B** ■東京メトロ千代田線「二重橋前」駅 ■東京メトロ有楽町線「有楽町」駅
■東京メトロ日比谷線「日比谷」駅 ■都営地下鉄三田線「日比谷」駅
B5出口より直結の地下コンコースをご利用いただけます。

会場変更

開催場所が例年の会場から変更となりますので、
ご注意願います。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。